

第20回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成20年11月21日（金）

場所：国際協力機構（竹橋）9階 講堂

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫(ご欠席)	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ副代表理事

【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博(ご欠席)	財務省国際局開発企画官
小林 香	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聡	JICA 企画部業務企画第二課課長
渡辺 泰介	JICA 審査部次長
杉本 聡	JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長

午後1時35分 開会

開 会

○原科座長 きょうは第20回でございます。特段の議題は示しておりませんが、中身は第19回の延長ということで進めていきたいと思っております。

この間、前回この中間報告案に関しまして御指摘がございましたので、早手直ししまして、対応しました。こんな格好で作業を進めてまいりますので、連休に作業をやれば、何とか来週、我々学識委員で集まってきちんとした形になるかと思っております。この作業は私ども4名で相談して進めております。

議 題

○原科座長 それでは、10ページの真ん中辺、4.3「案件審査段階」から入ります。4.3.1「スクリーニング」です。福田委員がまだお見えになっていないので、ここはちょっと飛ばしまして、先へ行った方がいいかと思っております。

それから、中委員がきょうは早目に出られるということですので、中委員の関係のところを先に進めた方がいいですか。いかがでしょうか。——では、そのようにさせていただきます。

では、少し飛びまして13ページになりますが、4.5「情報公開」から始めたいと思っております。これは25ページになります。全般にわたりまして御意見をいただいておりますので、まず御説明をお願いします。

○中委員 勝手に申し上げますがきょうは1時間程度で退席させていただきます。座長には御配慮をいただきまして、ありがとうございます。

4.5の「情報公開」のところにつきましては、9月29日付の4団体による要望書でも記載させていただいているのですが、援助機関として相手国政府との信頼関係や商業上の守秘義務等も十分御考慮いただきたいと考えております。それから、産業界・NPOなど民間の時間軸を考慮して、相手国の法令、手続き、情報公開なども踏まえまして、新JICAの審査などに必要な情報収集や、プロジェクトの進捗に支障を来さないような確認や手順の確保も重要だと思われまます。情報公開は本体事業から行うべきと要望させてい

ただいております、このような視点につきましても、委員からの意見の1つということで中間報告書に反映していただくよう御検討していただければと考えております。

○原科座長 なかなかこれは扱いが難しいです。書いたものをどんどん加えていくと、議論したこと以外も全部入ってしまうので、その辺、中間報告としてどのような形にしたらいいかということだと思います。御説明の趣旨はこれまでの議論でもあったように思いますけれども、そういったことも含めてまとめたつもりなのですが、25ページですね、その辺の書きぶりを少し工夫する必要があるのか、ちょっと考えてみます。

では、千吉良委員、お願いします。

○千吉良委員 ここに書いてあることは発言させていただいているのですが、明確な形でレポートには入っていなかったのに入れていただきたいというお願いでございます。

情報公開に関しては、途上国政府については社会基盤、経済基盤、文化的基盤、いろいろなものが脆弱でございますので、彼らの政府のリスクマネジメント自体を危うくするような情報公開はやってはならないだろうというのが私の言いたいことございまして、途上国政府の承認を得た形で公開を働きかけたり進めていくということで一応コンセンサスは得ているのではないかと思っておりますが、明確に議論になっていなかった翻訳版の公開の話ですとか、住民移転計画や先住民族配慮計画のドラフトとか、それからモニタリング実施段階の情報についてもしかりであるというところを明記していただければと考えております。

○原科座長 産業界の方から御意見をいただきましたが、ほかに御意見ございますでしょうか。

○清水委員 今の千吉良さんのコメントの御趣旨に対する質問なのですが、「斯かる意見も併記してください」とありますけれども、この意見を併記というのはどこまでを指すのでしょうか。「情報公開に関して、途上国政府にとっては情報管理が1つのリスクマネジメントである側面にも配慮する」というところまでなのか、その次の「住民移転計画や先住民族配慮計画」云々のところまでなのか教えてください。といいますのも、後者の場合、この件については各論点ごとに話す方が適当かなと思いますので、ここで情報公開全般のことについて千吉良さんのコメントを載せると、どうもほかの論点との整合性がなくなってくると思いますので、今の部分を教えてください。

○千吉良委員 全般として書くというより、確かに個々の論点にばらけて書いた方がいいのかなとも思いますけれども、翻訳版の公開とドラフトの公開、モニタリングというのは

確かに項目が別立てなので、私としては、それぞれに対して発展途上国政府のそういったものに配慮すべきだという意見があったということを書きいただきたいと思います。

○原科座長 ほかに御意見ございますでしょうか。

フロアからどうぞ。

○一般参加者（飯島） E C F A会員の飯島と申します。

情報公開全般の問題なのですが、やはり途上国の言語の問題が一番大きいのではないかと思うのです。私、幾つか自分の仕事の中で会議をやるのですが、最近では自分の国の言葉を使う人が多くなりまして、それをどう共通語に訳すかというところが大きな問題になりつつあります。ですから、情報公開されるに当たりまして、今の先方の承諾ということと同時に、訳したものに対する責任という問題もあるのではないかと思うのです。ということで、先方の承諾と同時に、翻訳等についても向こう側にやっていただいた方が日本側のリスクも少なくなりますし、責任も負担が減るのではないかと思います。それと、もちろん基本的には誤解を避けるということが一番大きな問題になるかと思いますが。

○原科座長 ありがとうございます。

そういった件でも少し議論してまいりましたが、情報公開もいろいろな段階のがありますから、翻訳版というこの翻訳の場合は審査の過程での翻訳ということだと思うのです。ここで言うておられるのは。そうですね、ここで翻訳版とおっしゃっているのは。

○千吉良委員 審査の過程です。

○原科座長 どの翻訳版ですか。いろいろな段階があるでしょう。

○千吉良委員 先方の情報を出すに際しては向こうの了解をとりながら進めるのが基本だと思っていますので、段階にかかわらずと考えています。

○原科座長 現地語で翻訳とか、そういうこともここに入ってくるのですか。

○千吉良委員 とにかく情報を出すについてはすべて向こうに了解をとってやってほしいと考えています。

○原科座長 そこが御意見のポイントですね。

○千吉良委員 はい。

○原科座長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 この点は私も清水委員と同じ意見で、一つ一つのポイントごとに議論していかないと進まないのではないかと思うのです。ざっくりと全体という話ですと話が混乱するかなという感じがしています。

例えば住民移転計画について言えば、ドラフトの現地での公開というのは出てくる話で、現地で公開してくださいという形で案件に求める要件としては報告書の中に記載されているかと思います。それを踏まえた上で、ここはJICAとして、では現地政府から環境審査の段階で提出される住民移転計画をどのタイミングでどう公開するかという話をしていくわけですが、現地で公開されていることが前提である文書をJICAが公開することのリスクなりというのがどういうことをおっしゃっているのかというのが私にはよくわかりません。

同じことはモニタリング結果についても言えて、モニタリング結果の公開も現地での公開というのは別のところに規定されておりますので、それとの絡みでJICA側で公開するということがここでどのように論点になっているのかというのが私にはよくわかりませんでした。

それから、翻訳版については相当ここでも議論させていただいたと思っております、翻訳版の公開についても一回議論をし直すのは大変だなと思っているのですが、翻訳版については相手国で通常公開されているとは限らないと思うのです。例えば環境アセスメントが現地では公開されているということを前提で話を進める、あるいは住民移転計画が相手国で公開されているという前提でJICAでどう公開するかという話と翻訳版の場合はちょっと話が違うのかなという点がありまして、その辺を一緒くたにして議論するのは難しいのではないかと私は思います。

○千吉良委員 個別の論点で議論はしてもいいと思うのですが、とりあえず中間報告としては両論を御併記いただきたいということと、福田さんがおっしゃったように、先方が現地で公開する情報を何でJICAがこちらで公開してはいけないのかという意味ではなくて、もちろん現地で公開している情報だったらこちらでも公開できるでしょうという話はあると思いますが、こちらで公開するに当って、こちらで公開しますよということを先方にちゃんと断ってやるべきだろうというのが私の趣旨です。要するに、向こうが知らないままこちらで公開されて、どちらが先に公開したかとか、そういうのもあると思うのです。やはりサプライズを相手に与えてはいけない。だれが主体で、だれがリスクマネジメントをしているのだというのが大事ですので、JICAとしては、いつこれを公開しますよということを先方にきちんと断ってやるべきだというのが私の趣旨でございます。

○福田委員 なるほど。今、環境アセスメント報告書は入手次第速やかに公開するという規定になっていて、そこには相手国政府の了承を得てという文言は現在のJBICのガイ

ドラインにはないのです。実際のオペレーションがどうなっているのかというのは私はよく存じ上げないのですが、まさにガイドライン上、環境アセスメント報告書の現地での公開というのがまずは要件になっている。それから、現在のJ B I Cのガイドラインであれば、借入人がガイドラインに沿ってE I Aを提出すれば、ガイドライン上当然E I AがJ B I C側で公開される——今はJ I C AになりましたからJ I C A側で公開されるということで、まさにガイドラインでそのように示すことで、相手側から見た予測可能性というか、要するに出したら公開されるのですよということが確保されているのかなと私は思うのです。そこを超えてガイドラインの中で先方政府の承諾あるいは了承を規定するとどういふ形の規定になるのかというのがちょっと私にはイメージがつかないのですが、教えてくださいませんか。

○千吉良委員 公開するぞとガイドラインに書いてあれば改めてそこで承諾をとる必要はないのではないかと御趣旨だと思いますけれども、特にこの翻訳版とかドラフトとかモニタリング結果については従来余り一般的には公開されていない、世界的にもそれほど普通にやられていることではない。相手はクライアントということになりますので、やはり改めて手続をとるのが紳士的な対応なのではないかと考えます。ですから、ガイドラインの中でもそこは明記してあげた方が親切なのではないかなと。

○原科座長 翻訳版も公開しますよと明記しましょうと。

○千吉良委員 翻訳版も承諾をいただいたときは公開しますよと。だから、必ず公開するという……

○原科座長 現地で公開してあって翻訳を公開しない理由がよくわからないのですけれども、それはどのようになりますか。

○千吉良委員 現地で公開しているけれどもこちらで公開しないというのは普通は確かに考えられないことだと思いますけれども。

○原科座長 現地で公開していますけれども、翻訳は当然こちらは必要だし、作業をします。それはこちらでも公開しますよということをちゃんとルールで決めておけば全然問題は生じないように思いますけれども、そんなことはないですか。

○千吉良委員 こちらの言い分としてはそういうこともあるかもしれませんが、あちらとしては、現地で公開しているのに何でそっちで公開するのだというのも言い方としてはあるかと思えますので。

○原科座長 それでは理由がよくわかりません。

○千吉良委員 そこはこちらで一方向的にやるのではなくて、やはり新しいことで……

○原科座長 だから、こちらのODAのやり方はそういうものだというルールにすれば、そんなに不都合なルールではないでしょう、今の場合だったら。おっしゃるようなことは、急に公開したら、それはびっくりするかもしれませんが、最初からそういう約束ならば。

○千吉良委員 はい。ただ、新しく導入すると……

○原科座長 いや、これは日本国民に対して説明責任があるのです。日本国民がわからなかったら、これは非常に困るのです。ODAである以上は。

○千吉良委員 それはそのとおりで、公開するように働きかけてやっていくというのは確かでございますけれども、一方で、情報管理に非常に気を遣ってやっている国というのも存在し得るはずでございます。

○原科座長 どこでも情報管理に気を使っています。だけど、逆に言うと説明責任を果たすために積極的に公開する部分もあるんですよ。現地で公開しているのもそういう種類だと思いますから、それをほかの国で審査のときに使うために翻訳して、それを我々が国民が理解するために公開することに対して、これを否定するというのは論理的には考えにくいですね。普通に考えればそうはならないと思います。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 後で出てくることなので言わないでいたのですけれども、1つは翻訳の質の問題があるのです。

○原科座長 だから、それこそ翻訳が違った場合に現地語で検証するためにね。まさにそこが大事なのです。だからこそ翻訳を公開してもらいたいということです。

○高梨委員 だから、基本的には本当にしっかりした翻訳を出せるかどうかということがあるので。

○原科座長 だけど、おかしな翻訳だと、それに従って判断してしまうわけですからね。翻訳の間違いによって判断ミスがあった場合には、もとへ戻れるでしょう。その翻訳がどうなっているのかわからなければ、どこで判断ミスがあったのかわからないわけですよ。それこそ大事なポイントです。

○高梨委員 ええ。そういう意味では事務局のインプットが欲しいところです。今、向こうから出てきたものをどのように公開しているのか。要するに翻訳は慎重にした方がいいと私は思っているのです。

○千吉良委員 翻訳の間違いというのはさっきの議論とちょっとずれているのかなと思いますけれども、翻訳の間違いもそうなのですから、公開したことで何かあった場合にだれが迷惑をこうむるのか。それはJICAではなく、途上国政府なのですね。こちらの公開行為によってだれにサプライズがあるのかということ、そういうことなのです。もちろんロジカルに現地で公開されているものはこちらで公開してもいいでしょうというのは成り立ち得るので、それができない場合の説明責任はもちろん途上国にあると思います。

○原科座長 いや、翻訳しないことによる迷惑も考えないといけないと思います。市民社会に対してフィードバックがきかなくなってしまうのです。政府と市民社会と両方がありますね。そうするとフィードバックがきかなくなってしまうから、むしろ翻訳しないことによる迷惑も考えるべきだと思いますよ、今のこの議論では。

○千吉良委員 翻訳する、しないの話ではないのですけれども。

○原科座長 それは両方ありますからね。

○千吉良委員 そうですけれども、そこはやはりコミュニケーションなしでやる話ではないので。

○原科座長 だから最初にそれを宣言しておけばいいと申し上げたのです。おっしゃることはわかりますけれど。急にやられたのでは困るというのはわかります。

福田委員、どうぞ。

○福田委員 議論を聞いていて、千吉良さんのお考えがきちんと理解できていないのかなと思ったのですけれども、日々のオペレーションの中で、例えば相手国政府から住民移転計画のドラフトを受理する。これはガイドラインにのっとって公開される文書ですと。ただ、受け取ってすぐに公開しましたと。途上国政府にしてみれば、その文書は公開用じゃなかったんだけどというようなことを防ぐために、日々、例えば、受け取ったときに、公開しますよという確認を入れるというような形で相手国政府にサプライズがないように物事を進めてほしいということであれば、それはそれで運用上の問題点としては構わないと思います。

私たちが気にしているのは、JICA側で公開しなくてもプロジェクトの審査としてはオーケーで融資することがありますよという議論になってくると、ちょっと話が変わってくると思うのです。例えば環境アセスメント報告書が途上国政府から出てきましたと。これはカテゴリAの場合は基本的にJICA側で公開する。しないものには融資できないというのがガイドラインの立てつけなのです。そのような意味で、基本的にJICA側の公

開は義務づける、しかしそのプロセスできちんと途上国側に了承をとって進めるべきだという御意見の部分と、それとは別に、そもそも公開の是非そのものを途上国政府が判断すべきであって、公開できないとしても融資することがあり得るのだという御意見の部分と、どの論点についてどちらの御意見をおっしゃっているのかというのを明確にさせていただければなと思ったのですが。例えば翻訳版のお話が今出ている、そもそも翻訳版を公開していいのかどうかという議論が出てきてしまっていると思うのです。随分話が戻ってしまうのですけれども。一方で、住民移転計画のドラフトなんかは現地で公開されており、その結果として審査のアカウンタビリティを保つために J I C A 側で公開するということが原則でないと、どのように審査の透明性を保つのかという問題が出てきてしまうので、その辺、どういった御意見なのかというのをもう一回整理していただけると助かるのですが。

○千吉良委員 私の言いたいのは、公開するとか、公開しない方に持っていくとか、そういう話ではなくて、公開はガイドラインにのっとって働きかけますと。ただ、公開するというアクションを起こす前には、必ず政府にこれを公開しますということを書いて、それをされるとこういうことがあるからというコミュニケーションをして、どうしても向こうが嫌がるような情報というのは公開することは少し配慮した方がいいのではないかとというのが私の意見でございます。

もう1つ、廿枝さんからも話があったと思いますけれども、向こうからもらっている情報をすべて公開できるかという、すべて公開する前提で情報をくださいという話と、もらった情報の中で了解をとれた情報を出すというのでは、やはり J I C A が得られる情報量が変わってくる可能性があると考えます。その辺が私が申し上げている考えです。

○原科座長 おっしゃるとおりだと思います。

そうしますと、公開は原則オーケーだけれども、翻訳版については事前に先方の了承を得るべきだという御意見があったことを書くということですね。

○千吉良委員 そうです。

○原科座長 わかりました。それはそういたします。よろしいですか、皆さん。

○小林委員 よろしいでしょうか。実はきょうは、上から順番どおりいくものと思って出席しております、ちょっと早目に戻らなければいけない用事がございまして、もしほかの委員の皆様の御了解をいただければ……。

○原科座長 そうですね。それでは、中委員がそうおっしゃったのですけれども、小林委員のところもそうします。

○清水委員 済みません、今の点なのですけれども、まとめて言うと、環境社会配慮分書に関しても公開する前にはすべて事前に相手国政府の了承を得ると。

○原科座長 すべてと言っているわけではなくて、今のは翻訳版についてでしょう。

○千吉良委員 翻訳版ということで、各項目についてこの意見を入れてくださいと。ドラフトとモニタリングとですね。

○清水委員 そうなってきますと、先ほど福田委員もおっしゃっていましたが……

○原科座長 現地公開の分はいいのでしょうか。翻訳とかならないなら。これはとめようがないですよ、現地公開の方は。

○千吉良委員 両論併記は何でまずいのですか。

○原科座長 現地公開の分はみんな合意したのではないですか。

○福田委員 済みません、よろしいですか。まず、現地で公開されている環境社会配慮文書のJICAにおける公開については問題ないということで事務局からもいただいている、そのときには千吉良さんは何も意見をおっしゃっていません。この段階で、そもそも現地で公開されている文書についても現地政府の了承がない場合は公開しないということ……

○原科座長 とめようがないんですよ、現地の方は。だから、それは禁止する方がかえっておかしい。

○千吉良委員 私は現地公開の文書とそうでない文書で分けているつもりは全然なくて、とにかく何を配慮すべきだということを申し上げているのです。ですから、現地で公開されている、されていない文書のどっちをどうするか、そうまで細かい議論ではなく、要するにJICAの公開行為によって途上国政府がサプライズを起こしたり何かトラブルに巻き込まれたりということがないように配慮してくださいと。

○原科座長 いや、それは無理だと思いますよ。いろいろな場合がありますからね。そうしたらほとんど情報公開ができなくなってしまうから。日本国民の利益を我々が守ることができなくなってしまうんですよ。これは、情報公開制度に関しましては日本はさらに改正しようと今検討していますからね。そういうことで、これは今まで培ってきたことをベースに考えなければいけないですから、そこまでいってしまうと非常に情報公開を制約してしまうことになって、私はまずいと思います。

○千吉良委員 でも、そうすると実務的には、向こうはそれは出さないでくれと言っているものも出してしまうという。

○原科座長 いや、だからそうではなくて、向こうがいいと言ったものに関してまでそういうことをやるのは、これまでの流れから言うとおかしな感じがすると。だめだということを出すのとは違いますよ。それはおっしゃるとおりですよ。いいというものまでそれをやるとおかしくなります。

○清水委員 個別具体的な情報に関して話し始めると、私が最初に申し上げたように、これは論点ごとに話していかないと議論が錯綜しているかと思しますので、千吉良さんのおっしゃることで一番最初に確認した、情報管理が1つのリスクマネジメントである側面でも配慮すべきというところについては中間報告書の中に入れてもいいのではないかと思います。そのほかの個別の論点については個別に話していった方がいいのではないかと思います。

○原科座長 それはそうですね。

それでは、基本的な考え方としては、情報公開に関しましてリスクマネジメントが大事なポイントだということ、これは記載すると。

もう1つは、翻訳に関しては、私はおっしゃることはわかります。原則公開はオーケーでも事前に先方の了承を得るべきだという意見をいただいた。これも書きます。

あとは個別の論点ごとにまた書き加えるようにしましょうか。

どうぞ。

○北村委員 今の清水委員の御意見に反する形で個別具体的ではない意見になってしまうのですけれども、実は私がおの次のページの下の方に出しているのが同じようなコメントで、たまたま別に書かれてしまっているのですけれども、まさに座長がおっしゃったように、現地で公開されているものはもう公開してもいいのだというようなことも含めてやり方について相手国政府との間であらかじめ決めておくべきではないかと。したがって、一々文書を出すに当たって相手国の了承が要るかどうか、それも含めたルールがまず必要ではないかということをお提案したいと思います。

○原科座長 どこにお書きになった？

○北村委員 14ページの下から2段目になります。

○原科座長 「箇条書きに1文追加」という部分ですね。

○北村委員 はい。

○原科座長 修正案、「情報公開にあたり、被影響住民及び被援助国内第三者に負の影響を与えないよう、情報内容及び公開方法を、先方政府と協議の上で決定する」。こういう

議論をしましたっけ。

○北村委員 いや、この点については、まさに今直前に議論になっていったように、余り精緻な形での合意事項はこの中ではないということだと思いますけれども、少なくとも、まさに座長がおっしゃっているように、情報公開の重要性自体はだれも否定してなくて、あとはプロシージャ、手続のところはまだ意見が分かれているという状態だと思いますから、別に私のこの提案自体にこだわるものではありませんけれども、そこについてさらに議論が必要だというようなことがわかるような取りまとめのやり方がこの段階では適当ではないかと思います。

○原科座長 そうすると、「情報公開にあたり、被影響住民及び被援助国内第三者に負の影響を与えないよう、情報内容及び公開方法を、先方政府と協議の上で決定する」という意見もあったと。どうしますか。

○北村委員 繰り返しですけれども、この案文自体にこだわっているわけではありません。ただ、ここに書いてあるような負の影響云々というのはこの場で議論があったかと思えますし、千吉良委員からもあったように、リスクマネジメントの関係とか、先方政府に黙って出すのか等々、まだオープンな部分がありますので……

○原科座長 さらに検討が必要だということですね。

○北村委員 ええ。というような形の取りまとめをしていただければと思います。

○福田委員 済みません。北村さんの提案の内容がよくわからないのですが、「情報内容及び公開方法」というのは具体的にはどういうことを指していらっしゃるのですか。

○北村委員 詰まっていますけれども、ここの議論でいえば、例えばまさにお二人から提案があったような、既に現地で公開されているものを一々 J I C A の側がさらに承諾をとって公開するのか、それとも自動的にいくのかということも含めて、文書をどのように情報公開していくかのルールづくりのところ为先方政府との間で協議が必要ではないでしょうかということをございます。

○福田委員 ということは、公開の手続ということですか。北村さんからいただいている御提案だと「情報内容」と書いてあるのですね。内容ということは、このまま読むと、ある途上国 A があって、その国から出された文書の場合は、こういう内容は公開して、こういう内容は公開すると。ところが、途上国 B の場合は別の形で情報公開の内容が定められて、途上国 A の場合には出る情報が出なかったり、出ない情報が出たりするという結論になってしまうかと思うのですけれども、そういう趣旨ではなく、あくまでも J I C A と相

手国政府の間で情報公開の手続をそれぞれ協議すべしという御趣旨でしょうか。

○北村委員 両方含んでいると思います。すなわち、どういう情報を出すべきかというのは、国ごとに差異をつけて対応するということを考えているわけではありませんが、まさに今後個別具体的に議論していくべき話ということになると思います。そのように別途定められた文書について、どのように出すのか出さないのか、それは現地で公開されているのか、現地で公開されているけれどもこの部分は出せないという形になっているのか、その出せないという部分がガイドラインの中では当然出さなければいけないという部分であれば、そこをどうするのかというようなことを含めて手続面をきちんと整備して、まさに先ほど千吉良委員がおっしゃっていたようなサプライズがないように、それは双方にとってのサプライズ、すなわち、日本国民が全然知らないところで融資がなされていたというサプライズもあり得るでしょうし、相手国が全然知らないところで文書が公開されていたという意味でのサプライズもあるでしょうし、双方を満足させるような少なくとも手続をもっと明確に定めるべきではないかということをご提案させていただいているという状況でございます。

○原科座長 それは情報内容も？さっきは手続の話だけだった。手続ということは、公開方法ということになりますか。

○北村委員 内容のところはいずれ各論でいろいろな議論があると思いますので、議論を単純化するために、ここでは少なくとも別途公開が決まった……

○原科座長 公開が決まったものに関してはその公開の方法。

○北村委員 あるいは、相手国が出せないと言っているような場合についてどういう形で協議をして、公開していくのか。一方的に、もう公開されているから出してもいいだろうというようなふわっとした判断ではなく、手続面の整備をして双方で認識の一致が必要ではないかという趣旨でございます。

○原科座長 公開方法というのは公開の手続ということですか。「公開方法」という表現でいいですか。

○北村委員 はい。別に精緻なステップを踏むということまで考えているわけではないのですが。

○福田委員 今のガイドラインは、環境アセスメントについて言えば、内容については、例えば環境アセスメント報告書というのはこういうものですよというのがついているわけですが、基本的には環境アセスメント報告書という書類について出すということが書いて

あるだけなのですね。情報公開の内容、要するにどの範囲の情報は最低限 J I C A として公開しないと先に進めないのかということはガイドラインで定める話であって、そこから先、国別に何か変わってくるわけではないということは北村さんと同じ認識があると思うので、「公開内容」と「情報内容」という表現はおかしいのかなと思います。

それから、「公開方法」というのも、「公開方法」というと J I C A がどのように公開するのかという話であって、必ずしも相手国と情報の公開についてどのような手続で進めていくかというニュアンスにはならないかと思うので、おっしゃることはわからないではないのですが、この表現は余り適当ではないのかなと思います。

○原科座長 どうしたらいいですかね。

北村さんは、用語としては「公開方法」がいいだろうとおっしゃったと考えていいですね。

○北村委員 繰り返しになりますけれども、ここで提案させていただいた文章自体にはこだわりません。問題意識として、既に平の文書も含めてどのようにするのかということについて包括的に認識をそろえておかないといけないでしょうということの問題提起ですので、そこがこの報告書の中に盛り込まれるようになれば、個人的には異論はございません。

○原科座長 この辺はなかなか微妙ですね。

では、中間報告では、我々でまた相談して、できるだけ皆さんの御意見を——余りたくさんだと何をやったかわからなくなりますけれども——整理しますけれども、今みたいなところは微妙なところなので、双方のものを残すような形にしたいと思います。ただ、ここで無理してまとめてもまた同じことの繰り返しになってしまいますから、ガイドラインの文案をつくるときにさらに詰めたいと思います。そんなところでよろしいでしょうか。

それでは、4. 5 「情報公開」は一応そういうことにさせていただきます、この流れで4. 5. 1 以下もやりたいところですが、ちょっと時間がかかりそうな感じなので、小林さんの方を先にやりましょうか。小林委員のところは何ページになりますか。

○小林委員 コメントの11ページの中ほどでございます。中間報告書案の21ページですね。「政策借款」のところでございます。

中間報告の「政策借款」のところは戦略的環境アセスメントのことが書かれていますけれども、政策借款にどのように S E A を導入するのか、具体的な手続とか方法については引き続き検討が必要かなと思いますので、まずそのことを述べさせていただいて、本文の方ですが、「(S E A) 適用される」とありまして、これは恐らく言葉が落ちたのではな

いかなと思います。例えば、9ページを見ていただきますと、上から10行目ほどのところに「政策借款」という言葉が出ておりまして、その後ろの方に「SEAの考え方の導入が適当なもの」という表現がありますけれども、21ページのところも恐らく「SEAの考え方が適用される」という言葉、先生も恐らくそれを入れようとされていたのではないのかなと思いますけれども、「の考え方が」と入れておいてはどうかと思います。中間報告書のほかのところを見ましても、SEAにつきましては「SEAの考え方」という表現で使われているようですので、21ページもそのように。

○原科座長 その基本的考え方は、前の報告書をつくりました時に、あの表現になりました、5年たちましたので一歩ぐらい進めたいなど。それから、あの当時はまだ国の、環境省のSEA共通ガイドラインができておりませんでした。今は日本国内でまさに導入が始まって、もうスタートしているわけですから、一歩進んでいるわけですよ。それから、国の第三次環境基本計画の中でもSEAの積極的な運用ということを決めましたので、それに基づいてSEAガイドラインができたわけです。そういう国内での状況の変化がありますので、基本的考え方で書いた昔のパターンよりも一歩進めなければいけないという意識がありまして、それで「適用」という表現を使いました。忘れたわけではありません。そういうことが私としてはあったのです。

そういうことで、きょうはSEAについて書いたものを持ってきました。これは日本計画行政学会の『計画行政』という雑誌に書いた論文です。ことし6月に掲載されましたけれども、「米国ワシントン州における計画策定手続きと統合された戦略的環境アセスメント（SEA）の参加制度」。お手元にお配りしましたけれども、開いていただいて3ページ目、下に47ページと書いてあります。図2がございますけれども、SEA段階と意思形成段階の作用モデルと書いてあります。これはSEAの研究分野で標準的なモデルですが、許認可連動モデルと手続統合モデルとございまして、JICAの場合には、許認可連動モデルという格好よりもむしろ右の手続統合モデルのいろいろな段階でSEAのプロセスとうまく交流していくような、そんな格好で考えていけばいいのかなと思ひまして、その例としてこれは持ってまいりました。

そういう意味では、確かに基本的にはSEAの考え方をできるだけ適用するというか、もうちょっと踏み込んだ格好で表現したいなど。「適用する」とばちっと書いてしまうと確かに書き過ぎかもしれないので、ちょっと工夫します。「適用」と言ってしまうと断言してしまうので。ただ、政策借款等で世銀などでは既にやっているということが事実とし

てありますから、我が国でもある程度はできるのではないかと希望してはおります。

どうぞ。

○高梨委員 同じことを申し上げようと思って。現場の実務者の立場ですと、「適用」となるとまだまだそんなに確立していないものですから。そういう意味で、何とかその考え方を導入してと、先生に言われてから日々努力しているのですけれども、現場ではまだまだ試行錯誤のところがあるので。今、小林委員におっしゃったとおりのことで。

○原科座長 そうですね。ですから、前よりは進めたいと。ちょっと進み過ぎてしまったので、これは直します。

○事務局（杉本） 委員会で以前申し上げたことの繰り返しになってしまうかもしれないのですが、世銀のポリシーレンディングでもオペレーションポリシーの中で規定はありまして取り組んではいるのですが、内容もばらばらで、協調融資なんかをやる場合には、やっている本元があれなのにそれ以上にコファイナンスの方でどこまでできるということは、あれを見ていると限定的なことしかできないかなというのが実務の方で……

○原科座長 ああいう格好であっても、彼らはSEAをやっていると言うんですよ。だから我々もやらないような態度は余りよろしくない。やはり技術的な問題はあります。小林委員がおっしゃったように技術的に見れば十分ではないところがあります。でも、そういう方向でやるという表現をするかどうか、その辺の工夫をしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○小林委員 それでは、済みません、お先に失礼します。

○原科座長 わかりました。

それでは、SEAのところはそういうことで前よりも一歩とにかく踏み出したいという気持ちがありますので、何とか工夫をしたいと思います。

では、今の部分はオーケーといたしまして、次に参ります。また先へ進めて、中委員に御意見をいただいたところがよろしいかと思います。もうちょっと先でしたね。

○中委員 4. 6の「審査諮問機関」です。

○原科座長 これもちょっと時間がかかりそうですね。

○中委員 4. 6の「審査諮問機関」の記述につきまして意見ということで提出させていただきましたが、終わりのところで、「なお、本委員会においては、審査諮問機関の具体的なあり方について議論するには至らなかった。本委員会では審査諮問機関の運営上の課題として、環境レビューが諮問対象に加わることによる審査会の処理能力の問題が指摘さ

れた。これに対する具体的な対応策は十分に考えられるが、審査諮問機関の具体的な機能および構成については、今後本委員会においてもさらなる検討を行う」との結論を記述していただいております。これは意見ということで聞いていただきたいのですが、結論を後ろに記載され、その前に御意見が記載されているのですけれども、4. 6のはじめに、具体的なあり方については議論するには至らなかったで今後検討を行いますという結論を記載していただくとわかりやすいのではないかと思います。これは結論を記載する場所の問題なので、それほどこだわるものではございません。

○原科座長 それでは、学識の方でもう一回、どちらが適切か検討させていただきます。

○中委員 それから、審査諮問機関については要望書でも意見を述べさせていただきますので、今後の議論においても御考慮いただきたいと考えております。

○原科座長 ただ、この御意見、これは前にも申し上げたのですが、委員が交代されたのでもう一回申し上げます。他の国際機関や二国間援助機関も資金供与に関する審査会を有していないということですが、それは背景が随分違いまして、世銀などの場合には審査部門の独立性が非常に高いわけです。それから、これは国際機関なので相互牽制機能がもっと働くのです。というような状況なので、そこが違うということ。もう1つは、審査の能力が物すごく違いまして、全世界に、自然科学系で250名、社会環境で150名、合わせて400名もの専門家を抱えているのです。そういう状況なのできちんとできるのですけれども、我が国はそういう人材を投入できませんので、資源の有効利用という点ではやはり外部の力を借りるということで諮問機関が要るだろうという議論でございます。ほかの機関はほかの機関で、そういう資源がある状況の中でやっている。我が国はそういう状況とは全く違いますので、これはやはりこの方がいいだろうと思うのです。

それから、そういうことで日本の都道府県は47都道府県すべてが審査会を持っております。それはやはり都道府県がそういう資源を内部に持つわけにはいかないですからね。

JICAの場合も同じような状況だと思いますので、そんなことから審査諮問機関の設置は基本的には必要だし、既にJICAは審査諮問機関を持っておられますから、それをさらに継承したいと思います。ただ、審査諮問機関でどれだけ対象を既存のものから広げるかということに関してはさらに検討が必要だと思います。

○中委員 そうですね。今後議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。今の座長のお考えは承りました。

○原科座長 それでは、この件は、表現につきましては、もう一回学識の方で集まって再

度赤を入れて直したものを検討しますので、そのときにまた相談します。

それでは、中委員の御意見をいただいておりますところを先にいきたいと思いますが。

○中委員 5番でございます。

○原科座長 この整理の18、19ページですね。「ガイドラインの構成と運用」。では、これをお願いします。

○中委員 5の「ガイドラインの構成と運用」は、学識経験者の皆さんからの貴重な御意見ということで感銘深いのですが、委員会全体として、ここまでの議論はまだなされていないのではないかと理解しており、その点を踏まえた記述を明記していただく必要があるのではないかと考え、コメントを出させていただきました。

○原科座長 それでは、この部分はほかの方からも御意見をいただいておりますので、あわせていきたいと思います。

北村委員、いかがでしょうか。18ページの一番下の5「ガイドラインの構成と運用」。報告案では32～33ページにわたってです。この部分は全部削除しなさいということでしたけれども、この件についての御説明をいただきます。

○北村委員 外務省の北村でございます。

ここは、この修正理由のところに書かせていただいたとおり、ガイドラインの構成と運用については、現行JICAはこうだ、現行JBICはどうだというような御紹介は多々あったのですが、新JICAのものをどうするのかということについては必ずしもこの委員会の場でコンセンサスと言えるようなものが形成されるには至っていないのではないかと理解しておりましたので、この段階でここまで書くのかどうか、そこについてはむしろ皆さんの御意見を伺いたいということでございます。

○原科座長 高梨委員。

○高梨委員 全く同じ内容なのですけれども、ここまで議論したかなと、ちょっと振り返ったときにあったので。たしか先生からはこんな内容かなというのは時々お話が出たような記憶はありますけれども、我々で議論したかなということと同時に、特に1、2、3、4と事業別に書かれているところまであったり、それからガイドラインの運用等々ということで、ここまで議論したかなということがあったものですから。

○原科座長 わかりました。皆さん御指摘のとおりだと思います。私もここまでの議論はしていないと思いますが、報告をまとめるに当たってこれがないと格好がつかないということがありまして書いたのですが、この提案はしました。そういうことで提案なので、皆さ

んの御意見のように、これは議論の結果というよりも、「学識委員からの提案」という表現でちょっと形を変えて出ささせていただければと思いますが、そんなことでよろしいでしょうか。というのは、前の提言では構成どころか中身まで書きましたので、本当は時間があればそこまでやろうと思ったのですが、とにかく全体のプロセスを早く進めたいのでそれを省略しました。せめて大きな枠組みだけでも書きたいと思って案を出させていただきましたので、「学識委員からの提言」と改めさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、次は6番ですね。「外務省に対する提言」

○中委員 同じく中のございます。

6の「外務省に対する提言」については、千吉良委員も書かれていますのですが委員会の目的から外れており、委員会のスコープ外ではないかと考えます。したがって報告書には載せていただかなくても宜しいのではと考えておりますが、学識経験者の皆さんからの御意見であればその点を明記して、文末に参考として載せていただくのがよろしいかと考えます。内容についてコメントはありませんが、委員会としては、提言として出しにくいと考えます。

○原科座長 そうですね。学識の我々にとっては、これは学者なのだから出さないで格好悪いという感じもありますけれども。つまり、既存の枠を超えたものを考えた上で議論しなければいけないですからね。それで盛り込めないものは当然整理する必要があると思いますから、そんなことで私は書く必要があると思います。ただ、5年前の提言ではこういうものも別途加えましたので、そのときは委員全体の御意見で、行政の方は外れる格好になりましたけれども、産業界、NGO、学識の総意でまとめましたので、今回もできたらそのようにしたいと思いますが、今御指摘のように十分そこまで議論しておりません。そこで、この段階、中間ではこれも提言という格好にさせていただいて、後でできればこの委員会として、行政メンバー以外の総意として出せればと思います。どうでしょうか。きょうの段階では無理だと思います。

○中委員 私もちょうと難しいかなと考えております。

○原科座長 学識のメンバーとしては、このようなことを何かしないと我々の役割が務まらないという感じもいたします。吉田先生と私はそんな感じなのです。

この件でほかに御意見ございますか。扱い方について。

○千吉良委員 私も中さんと全く一緒なのですが、もちろん北村委員も書いていただいているように個人として提言を行うのは自由でございます。ただ、委員会としてやるのはい

かななものかなと思っておりますので、その点何とぞよろしく申し上げます。

○中山委員 関連してよろしいですか。

外務省は無償が多いのですが、今までと違って新JICAになりました。かなりの部分を新JICAに移行しているので、外務省さんが実施するもので本当にこのガイドラインの対象になるようなことは少ないと思うのです。だからやらなくていいというわけではないのですが。ということで、これはJICAのものをつくっているわけで外務省さんのものをつくっているわけではないので、これを意見として述べるのはいいのですが、書く場所はちょっと違うという気がいたします。先生方の主張はごもっともでございますが、ちょっと違うと思うのですが。

○原科座長 6という項目立てをするのは不適切と。

○中山委員 ええ。

○原科座長 そうすると巻末に、「その他」かな。

○中山委員 「関連」とか。

○原科座長 どういう表現がいいですかね。

では、前回のを見直して、形はどんな格好がいいか確認してもう一回やってみます。今、手元にないので。私の記憶だときちんと入れたと思いますけれども。でも、中身は、この議論が出てきたことで扱えないものという格好なのです。ローリングプランとかですね。それはかなり議論しましたので、それをどういう扱いにするかということですね。

では、6番とするかしないかも含めて、これは学識の方で再検討させていただきます。

○中委員 済みません。私はこれで退席させていただきます。失礼します。

○原科座長 どうもありがとうございました。

それでは、5番、6番の処理が決まりましたので、もとに戻りましょう。4のところ、10ページの「スクリーニング」からですね。真ん中のところです。4.3「案件審査段階」です。

では、福田委員、20ページの26行目を御説明ください。(1)「カテゴリAの定義と現地国の法制度との関係」と書いています。「第9回委員会での議論で、以下のように両論が出されたため、ペンディングとなった」というところです。両論併記ということで書いておきましたが。

○福田委員 これは両論併記なんですかね。ペンディングになっているのですね。

○原科座長 と私は理解しました。

○福田委員 これまで議論が進んできて、そもそもスクリーニングをどのタイミングで何のためにやるのかということはいさし整理されたのかなと私は思ったのですが、ここで改めて何か議論することが難しいということであれば、この形でもよろしいのかなと思います。

ただ、私が考えていた内容は、スクリーニングの手續において相手国の環境影響評価の制度を J I C A は勘案して J B I C は勘案していないのはなぜかということ、そもそも J I C A は開発調査の中で相手国の E I A を支援するということがある。そういうことになってくると、J I C A から見るとカテゴリ B のプロジェクトである。しかし、支援する中で、相手国の事業を形成する中では、相手国としては E I A を要求されるので、J I C A としても E I A の支援が開発調査の中で必要になってくるといこともあって、J I C A の側では相手国の法制度を、J B I C とは異なり、カテゴリ分類の中で検討しているのかなと思うのです。そのように整理すると、通常の資金協力案件あるいは協力準備調査の段階でのカテゴリ分類においては現地国の法制度を勘案する必要はまずないだろうと。一方で、そういうものがあるのかどうかわかりませんが、相手国の E I A の形成を支援するような開発調査型の技術協力があるときには、カテゴリ分類を変えるということよりは、むしろ相手国の環境影響評価制度を踏まえて E I A を支援するという形で相手国への支援内容を考えていかなければならないことになるのかなと私としては思っています。ただ、そういう議論をあの段階でしたわけではないので、まとめとしてはこれでまとめていただいても別に構いません。

○原科座長 では、今のはこのままにしましょう。それはまた必要になったら議論したいと思えますけれども、これに関してはこれでいきます。

では、次に参ります。20 ページの下の方です。(2) 「非自発的住民移転のみによるカテゴリ A」。この報告書案では、一番最後に、「住民移転計画の公開と作成時の協議を義務づけるべきである」と書きましたが、これに対して御意見をいただいております。

では、順に福田委員から御説明ください。

○福田委員 私のコメントは、ただ単に趣旨の明確化ということでありませう。

○原科座長 前半の記述ですね。

○福田委員 はい。というのは、そもそも事務局からいただいた、環境だけを理由にカテゴリ A とする場合に E I A を要求するのかどうかということについての回答が実はこの文章の中に明示的に触れられていないので、そこを一たん議論としてきちんと切って、明確

に文章を整理し直したというだけです。

○原科座長 「現行J B I C・J I C Aガイドラインにおいては、E I Aとは異なり住民移転計画の現地公開・ステークホルダー協議が義務づけられていないことを考えると」というくだりをもうちよつとわかりやすく書いた方がいいということで、「非自発的住民移転のみを理由としてカテゴリAとする場合に、住民移転計画の提出を前提に、E I A実施・提出を求めないことは考えられる。ただし、現行ガイドラインにおいては、E I Aのプロセスで求められる公開・協議は、住民移転計画においては求められていない」と、ちよつと長くなるけれどもそう書いた方がいいということですね。

○福田委員 私が出したコメントは正確にはそういうコメントではありませんで、まとめの段階で修正案としてコメントさせていただいて、どこを修正するかという情報がそこからは切れてしまっているのですけれども、原文の3行目、「ステークホルダー協議が義務づけられていない。」で私の文章につながりまして、私の文章の最後の「住民移転計画においては求められていないことを考えると」ということでもとの文章につながる。そこにこういう文章を挿入していただきたいという趣旨であります。

○原科座長 では、入れてみますか。丁寧に説明した方がいいということで、これは内容としてはよろしいでしょう。

○福田委員 内容に対するコメントはほかの委員の方から出ていると思うので。今の私のは文章表現の問題で、内容のコメントを先に検討した方がいいと思います。

○原科座長 では、高梨委員、御説明をお願いします。

○高梨委員 私はてっきり福田さんが言われたのが正しいのかなと思っていたのですけれども。要するに、上の方で義務づけられていないということで、結論として義務づけるべきだと書いてあるので。たしかここは少し慎重にした方がいいのではないかとということで、いわゆる両論併記ではないのですけれども、慎重にするという意見があったことをぜひつけ加えていただければと思います。やはり住民移転計画の公開は非常に慎重にすべきだと思いますので。そこでもうすぐに義務づけるべきであると。ここはもうちよつと整理してはどうかと思っているのです。そういう意見です。

○原科座長 住民移転計画の公開は慎重にしなければいけない。公開の範囲とか、そういうことはありますね。公開の定義はありますね。

○高梨委員 ハウツーもありますしね。

○原科座長 中身をどこまで公開するか。

○高梨委員 やはり現場では非常にネガティブな話も結構あるものですから、そういうのがどんどん公開されて、違った意味で使われたり、本来の意味としてその人たちを保護する意味でやろうということと同時に、そうでない場合もあるので、そういう面では慎重に、ハウツーについてあわせて考える。

○原科座長 まだこの段階では「義務づけるべきであるという議論がされた」ぐらいの表現。「である」と断言してしまうとまずいと。

○高梨委員 ええ。

○原科座長 どうぞ。

○福田委員 住民移転計画の現地公開とステークホルダー協議というのは、実は論点としてはそこではなくて後ろの方で議論される話なのです。そちらの方で議論してはどうかなのということなのですが、今いただいている報告書案の中では現地での公開を義務づけるという話が出てきていますので、それとの関係ではこういうことになると。特に、私たちがあの議論の際に申し上げさせていただいたのは、そもそも現在は環境アセスメントがカテゴリAであれば義務づけられる、しかしカテゴリAであるにもかかわらず環境アセスメントを義務づけないということになると、住民移転計画が公開されなければ現地で公開される情報は何もなくなってしまふ、あるいはステークホルダー協議も義務づけられなければ、ステークホルダーが意見を言う機会がEIAを義務づけないことによってなくなってしまふのではないかと、したがって住民移転計画についてきちんと公開あるいは作成時の協議を義務づけるべきではないかという話だったので、これが落ちてしまうと、もともとの論点であるEIAの作成、公開を義務づける必要がないというお話にまで影響する話であるということは申し上げておきます。

○高梨委員 私は別にステークホルダー協議をやらないということは1つも言ってなくて、これはやるべきだと思います。頻度その他、そこは慎重にと思いますけれども、これはやらないわけではないと思いますということをつけ加えておきます。

○原科座長 フロアからどうぞ。

○一般参加者（満田） 地域・人間環境フォーラムの満田です。

今、スクリーニングについて議論がされているものと考えております。スクリーニングについてカテゴリAのいろいろな要件があるわけですが、その中の1つに、影響を及ぼしやすい特性として大規模非自発的住民移転というものがありまして、200人以上の住民移転を伴う案件についてはカテゴリAに分類されて、それなりの手続が進められていくと

いう要件になっているわけです。事務局からは、自然環境が必ずしも大きくないのに住民移転のみでカテゴリ AになるものについてはE I Aを要件としなくてもいいのではなかろうかという提案があったのだと思っています。それについて今論じられていると思うのですが、私はこの論点のときに実は意見を申し述べさせていただいております。

若干ほかの委員の方々の意見とは違うのですが、私は、多くの国々でE I Aの「環境」という言葉の中には社会影響も含まれていると理解しております。ですから、「環境影響評価」と日本語では呼んでいるわけですが、この中には環境社会影響評価的などころも含まれておまして、現に環境アセスメント報告書の項目の中にも社会影響の評価というものが含まれているわけです。ですから、社会影響が大きくてカテゴリ Aにされた案件については、スコーピングの段階で自然環境よりは社会環境に特化したようなスコーピングをやるのが適切なのかなと。それが1つの理由です。

もう1つの理由としては、旧J B I CのガイドラインあるいはJ I C Aのガイドラインで非常に大きな要件となっていた、代替案を検討できるくらい早期からのステークホルダー協議というものが、多くの国々で法的には環境影響評価制度によって保障されているということがあると思います。もちろん、ガイドラインがあるから早期の段階からやってよと言えやることになると思うのですが、やはり相手国の制度を活用するという意味では、環境影響評価制度というものは非常に重要かと考えています。

3点目といたしまして、福田委員、清水委員が指摘の住民移転計画の公開が必要だと、これはもちろん今後議論——私は住民移転計画の公開のところの議論ではコンセンサスを得ていたと理解していたのですが、それは別といたしまして、住民移転計画というのはどちらかというと緩和策重視、つまり補償を幾らにするか、住民移転の手続でいかに住民への影響を緩和していくかという緩和重視のものなので、協議の対象住民も、補償はいつ幾らもらえるか、移転先は準備されているのか、そういったところには興味を持つのですが、要は事業ありきの協議になってしまって、ガイドラインでうたっている、代替案を検討できるくらい早期からの協議というものがかなり形式的なものになってしまうおそれがある。

以上3点の理由から、私といたしましては、現行ガイドラインどおり、自然環境、社会環境を含めて、影響が大きな事業に関しては環境アセスメント報告書の提出を業務づけるという規定を残していただきたいと考えております。もちろん私は委員ではありませんが、このプロセスの中で出た意見としてその旨を。

○原科座長 ただ、この段階で御提案というわけにはいかないのですが。

○一般参加者（満田） この段階で改めてリマインドさせていただきましたが、この論点の議論のときにこのような意見を申し述べさせていただいておりますということで、よろしく願いいたします。

○原科座長 では、そういう意見もあったということを残してもらいたいということになりますか。

北村委員、続けてお願いします。

○北村委員 語句の修正提案が2つだけございまして、1つ目は、ここはカテゴリAです。文意を明確に、「大規模な非自発的住民移転」と書いてはどうかということ。

もう1つは、ここはひょっとして議論があるのかもしれませんが、仮に住民移転計画を公開するといった場合、第三者も含めて広く公開するのか、あるいはまさにこの事業で影響を受けるような関係者にとどめるのかについてはたしか議論があったと思いますし、ここでは「関係者への公開」という形にした方がいいのではないかとということで書かせていただいております。

○原科座長 これは「大規模な」ということでしたっけ。

○福田委員 「大規模な」という方は、大規模でないとカテゴリAにはまらないということになるので、このような修文は構わないと思います。

後半の関係者への公開なのかどうかということは、これも異論がありますが、後の住民移転の項目で議論した上でこの項目は整理すればいいのなということで提案させていただきます。

○原科座長 そうですね。スクリーニングのところだから、余りごちゃごちゃいろいろ書き過ぎると切りがなくなってしまうですね。では、そういう意味での整理をしたいと思います。スクリーニングだという意味で。では、今の修文も、特に異論がないようでしたらそのような格好で、「大規模な」を加えるようにします。「関係者への」はまだ議論が要るかもしれないですけども、これはもう一回我々の方でどんな議論があったのか再確認しなければいけないと思います。

そういうことで、この部分は、先ほどの福田委員の御提案の文章を参考に少し説明を丁寧にする。それから、「大規模な」を加えます。それから、公開は慎重に検討すべきという議論がありますので、それをどう盛り込むか。そんなところで直したいと思います。

○清水委員 先ほど満田さんがおっしゃった点ですけども、私はその議論が行われたときは発言しなかったのですけれども、住民移転が200世帯以上発生するといったときに、

満田さんがおっしゃったように、住民移転計画ですとその事業が必要かどうかというところが検討されず、事業をギブンのものとして事業の影響の対策を立てるという趣旨の文書であると思いますので、E I Aを求めないというときに、その代替案の検討という部分、それから影響の回避という部分についてどのようにするのかということは重要な点だと思いますので、そのコメントも何らかの形で残していただければと思います。

○原科座長 中身を確認してから今の件は対応するようにします。要するに、E I Aレポートの提出を義務づけるべきだという御意見をいただいたということですね。

○清水委員 必ずしもE I Aという形がいいのかどうかというのはよくわからないのですが、少なくともRAPだけとなった場合に、その前にE I Aがあったならば検討されるであろう代替案の計画、事業の必要性は一体どこで検討されるのか、そこにおける情報公開、協議が確保されていくのかというところは非常に重要な点だと思っています。

○原科座長 この辺はいろいろありますのでややこしい感じがしますが、できるだけ反映するような格好にもう一度直してみたいと思います。いいでしょうか。

では、11ページに参ります。(3)「エンジニアリング・サービス借款」。これは21ページ。清水委員と福田委員から出ております。

○清水委員 たびたび済みません。エンジニアリング・サービス借款のカテゴリ分類の方法について、これは議事録を見ますと、確かにここに書いてあるくんだり、「ただし、準備工事や住民移転が伴わない場合は、現行通りカテゴリB(またはC)とする」と書いてあるのですが、これはたしか杉本さんがこういうこともありますよということでおっしゃっただけであって、委員会における議論としてはやはり本体事業による環境社会影響の大きさに着目してすべきということになっていたかと思しますので、「ただし」以下は削除すべきだと思います。

○原科座長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 今の清水委員の意見と同趣旨であります。

○原科座長 ほかの方はいかがでしょうか。

では、これはそうしましょう。いいですね。

○事務局(杉本) 意見ではありませんが、このE/S借款の件については非常にテクニカルな面もあって、他の委員の方の理解の助けになればということで、委員会で御説明させていただきました内容の繰り返しにもなりますけれども、今、エンジニアリング・サービスについては、カテゴリCと言えないものについてはBに分類しますということでやっ

ております。

今いただきました意見は、E/Sとはいっても、基本的に1つの案件の一部を切り出して先行するという事なので、全体として考えてカテゴリ分類をすべきではないかという意見かと思えます。

もう1つ、E/S部分のみについて着目して、本来であれば机上の作業だけであったものが一部、準備工事なり住民移転なりがそこに含まれるのであれば、そこは考慮するという事で、事務局から論点整理のときに出ささせていただいた点ではありますが、誤解のないようにということで、その場合でももちろん、E/S部分については仮にBになったとしても、それに引き続く本体部分の要請があって審査が行われるという場合には、当然その本体のスクリーニング結果がカテゴリAであれば、そこでカテゴリAの手に沿った形できちんと審査は行われますので、そういう意味では本体以降について何か差が出るというものではありませんので、繰り返しですが、そのところだけ補足させていただきます。

○原科座長 ありがとうございます。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 そういう意味では、E/S借款は実際の工事とかを伴わないものと従来は理解していたのです。ただ、一部ローカルでやったりということがあつて、それは、今、杉本さんがおっしゃったようにカテゴリを考えるけれども、そうでない場合にはカテゴリBまたはCとして特段問題ないのではないかと思うのです。

○原科座長 それの問題があるような話も聞いたので、私もちょっと困つていて。

○福田委員 2つのお答えの仕方があつてと思うのです。

1つは、そもそもカテゴリ分類というのは本体の事業に基づいてやるべきだろうと。例えば協力準備調査がかかるケースがあるとします。協力準備調査は本体の案件の影響の大きさに基づいてカテゴリを分類するという話だと思つてはいいのですが、要するに協力準備調査による影響ではなくて、協力準備調査が形成しようとする事業の影響に基づいてカテゴリ分類をするわけですね。E/Sも同じ考え方でいいんじゃないですかというのが1つのお答えの仕方です。例えば非常に大規模なダムをつくるという案件があつて、協力準備調査はAだった、でもちょっと足りないからE/Sで補おうかというときに、E/Sの段階で突然Bになつて、本体のときはまたAというような取り扱いをする合理性は余りないだろうと。それは常にAでいいのではないかということだと思つてはいいのです。

問題は、カテゴリAになると、審査の段階でどうしても、E I Aを出せとか、住民移転

計画を出してそれをクリアしないといけないのかという話になってくる。そのところはむしろ工夫が必要で、それこそ今御指摘いただいているように準備工事や住民移転がE/Sの段階で始まってしまうのですよということであれば、E/Sの段階でE I A、住民移転計画を出してくださいということになるでしょうし、そういうものがないのであれば、カテゴリAだけでも本体の審査の段階で出して審査しますよという形で進めればいいのかと思っています。

○原科座長 そういう工夫をすればね。

○高梨委員 そうそう。そういう工夫をすれば。本体のときにやればですね。E S借款のときには別にE I Aとか環境面の調査というのは当然やらないのです。設計が主体ですから。

○福田委員 いや、やることもあるのです。

○高梨委員 それはさっき言ったカテゴリAとかの場合でしょう。

○原科座長 本体の関係で。

○福田委員 本体がですか。

○高梨委員 いえ。

○原科座長 本体が大きいから。

○高梨委員 その場合にはE/Sの中に一部含まれるというわけですね。

○福田委員 そういうケースもあると理解しています。

○高梨委員 ただ、実際にカテゴリB、Cの場合には、それこそ何もないわけですよ。設計段階ですから。

○事務局（杉本） 今の点ですけれども、多分おっしゃられていることは同じかなと思っています。今のガイドラインですと、実態とスクリーニング結果を一致させるということで、これがAになるとその段階でE I Aなり住民移転計画なりを審査要件として提出することなのですけれども、福田委員がおっしゃられたように、そういうことをやるとある意味紛らわしということで、AはAでやりますと。ただ、その中で、本当に机上に向かっての作業ばかりで物理的に動かないものについては、また別途そういう場合に限ってはこういった対応を行うと。具体的には、E I Aですとか大規模住民移転が起こればRAPを出してもらって、きちんと審査するのは机上の作業が終わった後の本体のフェーズでやるということが担保されるということであれば、実態的にはオペレーションとしては変わらない形になるのかなと思います。

その意味で、これは補足になってしまうのですけれども、大規模な案件ですと、通常はF/Sレベルでもって審査をやっておりますけれども、実際D/Dをやって、そこも詰めた上で——中身が詰まってきますと当然環境社会配慮についてももう少し詰めた議論ができますので、そこも踏まえた上でより詳細な検討ができるという意味では、E/Sを挟んで本体をやるというところの1つのメリットだと思いますので、前段階で余りリジッドにならずに、そういった実態を踏まえた形での運用ができるということであれば、あとは外から見た場合にどのように見える方がわかりやすいかという話にもなるかと思います。

○原科座長 フロアからどうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。たびたび済みません。

E/SというのはD/Dをやるわけですよ。比較的大規模な事業が多いわけですよ。F/S段階において、E/Sをやるからといって、カテゴリBである、あるいはカテゴリAでもEIAを必要としないカテゴリAであると決めてしまったときの弊害というのは非常にあるのではないかと考えています。すなわち、大規模な案件であるからこそ、F/S段階であればF/S段階なりのEIAがしっかり整っていて次の段階に進んでいくのだろうと考えているのです。普通の円借款であれば、F/S段階の後に審査して、その後D/Dと進んでいきまして、要は審査前にきちんとしたEIAがあって、それをもって審査するという段階が入るわけですよ。比較的大きい案件のみ、本体事業の前で審査するからいいといって、E/Sの段階に入って、要はEIAとかその他の環境社会配慮文書を先送りにして、本体事業前にD/D段階のEIAなりを、仮により精緻なもの、より情報が詰まったものが出てきたとしても、その段階で実質的な審査を遅らせることは間違っているのではないかと私は思っております。

意見といたしましては、福田委員、清水委員と同様にE/S借款はその規模、特性ではかの案件と同じように判断されるべきであって、手続的にも遅らせるべきではない。その点は福田委員とは違います。

○原科座長 手続的には遅らせるべきではないと。

それでは、その辺は今後の議論にしましょう。時間が足りなくなってしまうので。ここではとにかく削除ということにいたします。

○事務局（杉本） 1点だけ、先送りと言われるとやっている者としてはつらいというのがあって。先送りしているつもりは全然なくて、これは実態影響調査の補足でも申し上げましたけれども、通常はL/Aを結んでD/Dをやって、それから住民移転が始まって

いくということで、住民移転なりいろいろなものが行われていくときに、RAPなりEIAができた時点とそれが実際に物として動く時点と差があるということで、逆に大きなものであればその差をなるべく詰めるということで、実態により即した形でできるということもあると思いますが、済みません、今やってしまうと時間がなくなりますので。

○原科座長 これはそうしましょう。ガイドライン案を出していただいた段階でさらに詰めましょう。その中で今みたいな手続をどうしたらいいか決まりますからね。

それでは、この部分はそういうことで対応します。

次は21ページ13行目でございます。「なお」以下です。今の次の行です。この部分について清水委員から御意見をいただいております。高梨委員とお二人ですか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 エンジニアリング・サービス借款の情報公開に関しましては、議事録を見ますと、この議論の一番最後のところで、原科座長のまとめとして、「情報公開は大事なポイントですから、これは別途改めて議論いたします」と書いてあるわけですが、その後議論はされていないと思います。なので、ここでちょっと改めて議論の提示をさせていただいたわけですが、前回の議論のときに、E/Sのときの環境社会配慮関連の調査と文書はEIAの見直しであるとかRAPの策定がほとんどだというようなお話があったかと思えます。その上でこれらの文章についてどのような公開の仕方がいいのかと思ったのですが、中間報告書の4.5.5に「実施段階の情報公開」というところがございます。ここに何と書いてあるかといいますと、4.5.5の一番最後のパラグラフで、「新JICAは、モニタリング結果以外の意思決定後に環境社会配慮確認のため入手した文書についても、入手状況をウェブサイト上に掲載し、当該文書を公開する」と書いてありますので、これの一環としてエンジニアリング・サービス借款を位置づけてはいかかと思いました。

高梨委員がおっしゃっていることへのコメントは、言おうと思ったのですが、後にします。私のコメントとしては以上です。

○原科座長 「必要性についても指摘された」よりはもっと中身を、結論を出せということになりますか。今のような形で。

○清水委員 そうですね。「公開する必要性についても指摘された」というと、一体今後どうなる、何をどのタイミングで公開するのだろうかというのがもやもやとしておりますし、実際の議論の中でも、では今後しましょうとなっておりますので、少しさせていただい

た方がよろしいのかなと。

○原科座長 必要性というのはちょっと弱いということですね。

○清水委員 もう少し具体的な……

○原科座長 公開の方法について議論したと。

○清水委員 はい。タイミングですとか。

○原科座長 高梨委員、どうでしょうか。

○高梨委員 私は逆に、余り詳しい議論をしていないので必要性だけについて指摘されたというのはいいのかなということだったので、ここは両論併記か、少し工夫をしていたいただければと思いますけれども。

○清水委員 中間報告書のあり方としては両論併記でも構わないのですけれども、1つ、高橋委員がここに書いていらっしゃる、「後続借款の検討に利用されるため、その段階でガイドラインに沿った情報公開を行うことが適当ではないか」という御意見なのですけれども、確かにそういう方法もあるなと思いつつ、一方で、その方法ですと、例えばE/S借款が終了した時点と本体事業の要請が来る時点とで時間があいてしまった場合、環境社会配慮に関する文書はできているにもかかわらずそれが公開されないということになってしまうのかなと思うのです。例えば1年、2年という単位で、文書があるのに公開されないということが出てきてしまうので、高梨委員の御提案ですとその部分で弊害があるのかなと思いました。公開する場合は当然、入札、それから審査にかかわる情報については公開しないというのが前提だとは思いますが、ここで言っているのはあくまでも環境社会配慮に関する文書については、事業実施中のものとして入手後公開するといった規定がいいのではないかと思います。

○原科座長 入札等の情報も云々ということではなくて、ここでは環境社会配慮関連の調査ですから、それに関しては公開ということは基本的には余り難しくないという感じもします。入札関係がいろいろ入ってくるとややこしくなるというのはおっしゃるとおりだと思いますが。

○高梨委員 ええ。

○原科座長 では、インプットをお願いします。

○事務局（杉本） 協力準備調査とE/Sで決定的に違いますのは、調査の場合にはJICAでコンサルタントを雇ってJICAの方で行うので、最終的にはJICAには帰属する文書を公開するか否かということになるかと思うのですが、この場合は、基本的には相

手国政府が借款を利用して自分たちの事業として行うものの成果物になりますので、その書類自体は相手国に帰属します。当然中でまた検討して、承認するのかなどなのかとか、そういったことも引き続きやっていく形になるかと思っておりますので、その性格の違いは委員会のときにも御説明させていただいたのですが、そこを横並びと一緒に論じてしまうと混乱するかなとも思いましたので、そこだけもう一回リマインドさせていただきます。

○高梨委員 これまで特に議論した迅速化の話があって、後続でしっかり検討できる、要するに借款のときにE/Sをやったから素通りするということはまずないと思っておりますし、従来の私どもの理解では、今度は協力準備調査が入るのではっきりしないのですけれども、あくまでもE/S借款をやったから本体をやるというわけでもないというようなことで、それぞれの段階でまたチェックをし始めると、それだけで非常に作業時間等がかかってしまう。だから、一番大事なのは、後続借款とか本体をやるときに、それまでの環境面についてチェックできるということであれば、そのときにしっかりやっていただければどうかなということでございます。

○清水委員 私は協力準備調査と比較して申し上げたつもりはなくて、有償の普通の借款の場合にはEIAなりRAPは相手国に帰属するものですよね。その場合にも、JBICとして公開してくださいということで今のEIAについては公開していただいているわけですよね。それと同じような考え方で、この事業についてJICAが支援する場合には公開してくださいと、そういう趣旨で申し上げます。

○事務局（杉本） 高梨委員の一番最後の行にあることにも関連するのですが、その意味での公開というと、事業の要請があって審査を行う前までには、しかるべきタイミングでもって、カテゴリAであればEIAを承認済みのものを出してもらって公開すると。同じことはE/S及びそれに引き続く本体事業でも言えるかなと思っておりますし、仮にE/Sの前にEIAができていれば、それに基づいて、もしくはそれにプラスしてということになると思っておりますし、E/Sの中でそれが仮にレビューされるということであれば、その結果も踏まえて、また相手国政府の中の承認をとって、後続の借款の要請が出るときにそれが審査の要件のドキュメントとして出てくることになるかと思っております。いずれにせよ、このE/Sの中で環境社会配慮関係の何かしらの作業がなされれば、直接か間接かは場合によってあるかと思っておりますけれども、それは後続の借款の検討の際に、むしろ相手国政府側から、アップデートしましたですとか、こういうのをつくりましたということで一緒に出てくる話だと思っておりますし、通常そういう形だと思っておりますので、それで内容の公開は

担保されていくのかなと思っているのですけれども。

○清水委員 何かこのままお話ししていると私と杉本さんの議論になってしまって。

○原科座長 いずれにせよ公開されるだろうとおっしゃったのですけれども、「調査の成果物を公開する必要性は認識されたが、その方法についてはさらに議論が必要である」と、そのようにまとめさせてください。

では、次に参ります。21ページ16行目。「カテゴリAに分類された場合は、環境配慮のために必要な資金を別途援助するなどの対応が必要だと考えられる」。これは福田委員、どうぞ。

○福田委員 これは、もし書くのであれば、どのような趣旨なのかというのをもうちょっと明確に書かれた方がいいのかなというのが私の感想です。

○原科座長 これは、堀田委員からいただいた御意見ですから、堀田委員と相談して表現をもう少し具体的にいたします。

○高梨委員 先生、補足を。私に対する質問なので。

○原科座長 高梨さんなのですか。堀田委員も同じようなことを言っていましたよ。堀田さんから直しましょうと言われて直したのです。

○高梨委員 これは三位一体ということで、有償・無償・技協というのが新JICAで一体化になったのですけれども、従来現場では、有償が決まりますと、これに技術協力をつけるとか無償をつけるというのは並大抵ではない努力が要って、非常に難しかったのですけれども、これからはそれが統合されて機動的に運用できる。また、これはテクニカルな話なのですけれども、資金協力を支援するような技術支援費というものもまたいろいろと新しくできたりして、従来よりは必要に応じて技術協力を提供する、あるいは供与するということが可能になってきた。そういう意味で……

○原科座長 文章をどう変えたらいいか、何か案があれば言ってください。盛り込みます。

○高梨委員 これはテクニカルタームはまだ決まっていないんですよね。

○原科座長 では、メールでもいいですから、ください。私が案をつくりますから。それで、堀田さんもこういうことをおっしゃっていて、最初は抜けていたのを、これは加えなければだめだよと言われて、それで加えたものです。では、これはお願いします。至急送ってください。私、週末に作業をやりますから。日曜日には作業をやりますから、あしたまでください。

では、そうしましょう。これは修正いたします。

そうすると、(4)の「政策借款」は終わりました。

4. 3. 2「環境レビュー」に参ります。(2)ですね。「カテゴリF Iにおける環境レビュー」。高梨委員です。

○高梨委員 これはちょっと私の記憶であれなのですけれども、サブプロジェクトまでスクリーニングできるような体制を有していることを確認すると、そこまで議論したかなと思ったのですけれども。

○原科座長 私はしたように記憶しているのですけれども、どうでしたかね。私だけの記憶では確認できないので、うちの学生4名にもいろいろ調べさせたので、これでいいと思ったのですが。

○高梨委員 もし事務局の方でこういう議論が行われているのであればあれですけれども。

○原科座長 議論は行ったけれども、確認までしたかどうかというのは微妙で。

○事務局(杉本) 今どうやっていますかという御質問をいただいたので、今はこのようにやっていますという実際の作業の御説明をさせていただきまして、そこで、実際にサブプロジェクトに対して、開発金融であれば、それを審査していく機関が環境社会配慮確認を行っていくような体制なりノウハウなりを持っているかどうか、そこも見ていますという事は御説明させていただいています。

○原科座長 どうぞ、福田委員。

○福田委員 これはたしか私どもの方からこういう提案をさせていただいて、岡崎さんだったか、ちょっと記憶が定かではないですが、当時JBICですが、JBICのオペレーションとそう大きく異なるという提案ではないので、今後具体的な内容については検討していきたいという形で議論は終わっているところかなと思います。もし内容で何かこういう懸念があるということであれば、おっしゃっていただければいいのかなと思いますけれども、別にこう規定すべきだということを中間報告書は言っているわけではなくて、「以下のような内容の規定を置くことが考えられる」という提案という形でまとめられているので、それでよろしければこのまま置いていただければなと思うのですが。

○原科座長 一連の星の上に「以下のような内容の規定を置くことが考えられる」という表現だから、まあいいかな。自分で言ったらおかしいけれども。いかがでしょう。

○高梨委員 これは2ステップローンなどのことを言っているのですかね。ということになると、要するにファーストステップで向こうの中央銀行なりに入れて、さらにそこから関連の開発銀行等に2ステップ目を出して、そこが実際にサブプロジェクトという個別の

案件を引き受けて、そこに融資するという形態のことだと思っただけです。そこにスクリーニング体制をしっかりと有しているかどうか確認をするということまで言い切れるかどうかですね。これは、もし事務局の方で何かインプットがあれば。

○原科座長 でも、有していない場合まで本当に融資してしまっているのかなということもありますね。こういう場合には、やはりきちんとした対応をしていただかないと困りますからね。いいのでしょうかということも出てくると思います。

○事務局（杉本） その点については、数値でもってぴしっと線引きするというようなことはなかなか難しく、例えばこういう経験がある、こういう体制がある、こういう素養を持った人間が何人とか……

○原科座長 体制の確認ですからね。

○事務局（杉本） そういったことで総合的に判断をしておりますので、数字で線を引くといっても、それを決めるのもなかなか難しいかと思いますが、総合的に判断しているのだという現状のやり方を踏まえた形ということであれば、そういった方向でということかなと思っています。書きぶりはまたガイドラインの文案の中で。

○原科座長 では、とりあえずそういうことでいきます。ありがとうございました。

次に行きます。（４）「無償資金協力の環境レビュー」。２３ページ１６行目です。これも高梨委員、お願いいたします。

○高梨委員 これは無償で、特に１２０日ということで、実際のプロセスでどのタイミングで１２０日になったのか決めるまでに……。新しい業務フローも、ＪＩＣＡと外務省さんの間で、最終的にＪＩＣＡに移管されて実施促進ということになると思うのですが、どういうタイミングでこれをやって４カ月間公開するのかというのがわからなかったものですから。無償でも１２０日間、４カ月置いておくというのは迅速性から言っていかがかという指摘でございます。

○原科座長 ４カ月置いておくということになると、その辺の感覚ですね。

福田委員、どうぞ。

○福田委員 １点は、今、座長がおっしゃったとおり、置いておくということではないと思います。

２点目ですが、ここでは有償か無償かの問題ではなくて、カテゴリＡだからという議論をしているので、無償だからもっと早くいけるという議論は私にはよくわからないのですが。

○高梨委員 これはどういうタイミングで実際のプロセスとしてやるのですかね。

○福田委員 私がお答えするわけではないのですけれども、ここは実は委員からの提案という形で書かれている文章なので、そういう文脈で私からお答えさせていただければ、ここでの私たちの提案は、協力準備調査の中に妥当性を確認する段階と、その後設計・積算という作業をする段階という2つの段階があると。そこまできれいに分けられるのかどうかという話はありませんけれども、そういう形で無償資金協力の協力準備調査については御紹介がありました。その後、外務省から無償課の方に来ていただいてヒアリングをした際に、一たん設計・積算に入ってから改めてその後審査というのは二度手間、三度手間であろうというような御発言があったので、こちらからの提案としては、無償資金協力の協力準備調査のうち設計・積算に入る前に、環境アセスメントあるいは住民移転計画のドラフトといったものについては受け取り、審査をするということをここでは提案させていただいております。その120日前というのはどこからかといえば、その審査が終わる前から、すなわち設計・積算のための協力準備調査に入っているというJICAの判断から起算して120日間は公開してくださいよというのがここでの私たちからの提案であります。

○高梨委員 そうすると、質問ですが、現状ではB/Dの前120日間。

○福田委員 そういうことになりますね。現状というか9月までのやり方であれば、B/D前120日間という提案になります。

○原科座長 「上記判断」という表現はまずかったかな。「積算調査実施の判断前」と書けばよかったかな。

でも、これはそれぐらい難しいのですか。私はとめるという感覚ではないですね。ただ早目に情報をくださいと。

○福田委員 恐らく、もし御異論があるとしたら、そのタイミングで審査をやることに對する御異論であって、120日間という日数に対する御異論ではないのではないかなと私は想像していたのですが、いずれにせよ旧JBIC・JICAの円借款においては意思決定前の120日間公開しますということがFAQに書かれているわけです。同じように無償資金協力についても、審査が終わり、JICAとしての意思決定というのをどこにとるかという難しい問題があるのですが、その前120日間はカテゴリAについてはEIAを公開してくださいよということについて何か御異論があるということであれば、それは伺いたいと思います。

○高梨委員 若干これはテクニカルになってしまいますけれども、今の福田さんのお話だと、B/Dの前120日、その前はいわゆる事前調査ですよ。通常は。

○福田委員 昔のスキームだとそうですね。

○高梨委員 事前調査で行って向こうと協議してやりましょうといっても、実際の実施の決定前120日間あけなければいけないわけですよ。今のこの御提案ですと。そうすると、事前調査が終わってから実際の実施決定までの間、4カ月間はあけるわけですね。

○福田委員 いや、そういうことにはならないと思うのです。余り昔のスキームでもって話をするのも何ですが、新しいスキームではどうなのかというきれいな絵がないので昔のスキームに基づいて話をさせていただきますと、実は私が知っているのはカンボジアの大きなケース2件だけなのですが、カテゴリAの無償資金協力の場合は、やはり相手国が既にF/Sをやっていると、私が知っているケースの場合はそれは開発調査でやっているわけですが、その中でEIAは終わっているのです。その後、無償資金協力の本体の要請が来る中でB/Dをやるかどうかということが決まっていくことになりますので、決して事前調査が終わってから120日間待てということにはならないのではないかと思います。

○高梨委員 ちょっと事実誤認があると思うのです。F/Sが終わった後すぐ無償には必ず行かないですよ。一たんそこでいろいろな検討が行われますから。

○福田委員 はい。

○高梨委員 今言っているのは、120日間前というのは、ある程度やるという前提の話だと、恐らく事前調査は後だということになると思います。F/Sというのはそのはるか前ですからね。そうなるとちょっとあけ過ぎではないかなという気がするのです。

○原科座長 事前調査の段階で、こういったスクリーニング情報とか、そういうのは出てこないのですか。

○高梨委員 向こうにあればですね。無償の場合には必ずしも事前にF/Sをやった案件ばかりではないのですよ。そうなりますと、今、実はB/Dの段階で環境をかけるということになっているのです。

○原科座長 ただ、そのぐらいあけないと。これは迅速性の点から言うと難しいかな。

○福田委員 いずれにせよ、現在の事前調査、基本設計調査という枠組みをもとに議論をしていっても始まらないのかなとも一方では思うのですけれども。

○原科座長 そうしましたら、議論が分かれるのであれば、ちょっと表現を変えた方がいいのかな。「120日以前に公開する」という断言する表現にしましたけれども、でも、

委員からの提案だから、これはこれでしょうがないか。私が勝手にいじるわけにいかない。
どうぞ。

○北村委員 外務省の北村でございます。

いつも座長の足を引っ張るようなコメントをして恐縮なのですが、今おっしゃっていただいたようにここは委員の提案ですので、私も余り細かくコメントするところではないかなと思いましたが、ただ、その次のところに事務局からこういう説明もあったと書いてあるので、済みませんが先取りして私のコメントに行かせていただくと、この委員の提案についてコンセンサスがあったというような書きぶりになっているところがまさにまだそこまで言えないだろうということだと思いますので、それを消す形での両論併記にしておくのが現段階ではよろしいのではないかとというのがここでの提案でございます。

○原科座長 委員提案が妥当であるというのはちょっと言い過ぎかな。

どうぞ。

○福田委員 この点も議論の経緯からすると違和感があって、これも結局提案者である私たちとJICAの皆さんとの議論ということで終わってしまっているというのはそうなのですが、その両論併記の両論というのがよくわからないのです。一体委員の方々の中にもどのような議論があって両論併記にしてほしいという趣旨なのかというのがちょっとつかめないで、北村さんとして私たちの意見に対してこういう問題点があるということがあるのであれば明確に示していただいた上で、だから両論併記にさせていただきたいというのであればわかるのですが、委員会の場で全くそういう意見が出ていないにもかかわらず削除していただきたいというのであれば、私たちとしてはそもそも委員会の議論は何だったのかということになるので、その辺を明確にさせていただきたいと思うのですが。

○北村委員 外務省の北村でございます。

まさにどこがどうかということになると、それはこれまで議論してきていないので、むしろ今後のガイドラインの案文ベースでの議論になっていくのだと思いますが、ここで削除してはどうかと提案しているのは、一番最後の「以上の結果」以下のところで、ここにいただいている提案全部を削除してくださいということを申し上げているわけではございません。

○原科座長 「以上の結果」という表現がまずかったと思うので、「上記の委員提案が妥当である」と書いてしまっはまずいわけでしょう。でも、上記の委員提案をベースにやはり議論しなければいけないですからね。だから、「上記委員提案をベースに、さらに検

討することが必要である」というような表現に変えます。私が「妥当」と書いてしまって、それでいいと言い切ってしまったのはまずかったと思います。だから、こういう提案を残して、この提案をもとにさらに検討しましょうと、そんなことでいかがでしょう。

○福田委員 再度確認させていただきますが、「上記の委員提案をもとにさらなる検討が必要である」という表現ですか。わかりました。それで結構です。

○原科座長 そういたします。

私は、個人的にはなるほどと思ったのでつい書いてしまったけれども、おっしゃるとおり、いろいろ意見をいただいたので、これはまずかったと思います。これに近いことは前の委員会でも随分議論しましたので、だからこんなぐあいかなと思いましたが、これは直します。

それから、うっかりしまして、22ページの(4)は(3)に直してください。それから23ページの(3)は(4)に直します。文章を動かしているうちに番号がずれました。

○福田委員 座長、時間的にも切りがいいので、休憩にしては。

○原科座長 ちょうど2時間になりましたので、では10分間休憩いたします。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

○原科座長 時間になりましたので再開いたします。

12ページの真ん中辺です。今見てみましたら少しペースが悪いのでスピードアップしたいと思います。ただ、このペースだとあと2時間では無理なようなので、1時間程度延びることを覚悟していただきたいと思います。よろしいでしょうか。でも、1時間延ばしてもペースを上げないと追いつかないですから。とにかくきょう上げてしまって次の作業に取りかかりたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、4. 3. 3。24ページ16行目です。(1)「環境レビュー結果の意思決定への反映」。北村委員、お願いします。

○北村委員 外務省の北村でございますが、ここは基本的に先ほどのコメントの延長線上でございます。

○原科座長 「と同様の内容の規定を設けることとする」を「を参考に検討する」に変え

た方がいいのではないかと。

○北村委員 はい。

○原科座長 どうぞ、福田委員

○福田委員 この点も北村さんの趣旨を確認させていただきたいのですが、環境レビューのタイミングに関する論点というのは、先ほど議論した（４）のところの問題だと思うのです。ここはあくまでも、環境レビューが終わり、その結果をJICAとしての意思決定にどう反映するか、あるいはJICAによる合意文書にどう反映するかという論点だと思うのですが、今後検討する必要があるとして北村さんが指摘されていらっしゃることにこの内容というのはちょっとずれがあるのかなと思ったのですけれども。

○北村委員 最終的には皆様方がどういう認識でいらっしゃるかにゆだねる部分があると思いますけれども、「設けることとする」と断言するほどのコンセンサスがあるのであればそれで構いませんし、別にこれを否定しているわけではありません。ただ、ここはそれを参考に検討しましょうというのが中立的な書き方ではないかということで提案させていただいているところでございます。

○福田委員 この委員会でこれまで、有償資金協力の場合と無償資金協力の場合で環境レビューの結果をどのように意思決定に反映させるかという論点において、それが異なるべきではないかというようなお話は出ていなかったかと思います。

○原科座長 これは吉田さんも私と同じような感覚だったですね。何とか牽制できるような手だてを検討すべきで、そういう意味ではJBICと同じようなことだとつながると思うのですけれども、どうでしょうか。委員会の意見で、原科、吉田がこのように言っていると書いてありますね。「停止は無理でも、牽制できるような手だてを検討すべき」という意見を出しております。そのとき北村委員からは、「国と国との合意を完全に停止することはできない」という御意見をいただいております。ただし、仕組みとしてはJBICの場合と似たような格好ということに。私も否定する意見はなかったように思います。これはどうでしょう。

○北村委員 繰り返しになりますけれども、そういう意味で中間報告の書きぶりの問題で、1つずつ固まったことを「設けることとする」と断定形で書いていくのか、方向性を——繰り返しですけれども、ここで私は方向性自体を否定しているものではありませんので、これを参考に今後検討をしていきたいと思いますというベクトルの上には乗っかっているつもりで書いております。

○原科座長 では、私はこれでいいと思いますけれども、もう1回学識でも検討しますが、一応そういう方向にいたします。

次の(2)に参ります。国際約束というこの言葉は違って、合意文書にきなさいということ直しまして、「新JICAによる意思決定：合意文書での明示」となります。24ページ18行目。それから、「意志決定」の「シ」は「思う」です。思慮の「思」になります。「新JICAによる意思決定」です。これは北村委員の御意見です。

○北村委員 この修正理由に書かせていただいたとおりですけれども、意思決定の段階の話なのかモニタリングの話なのかがよくわからず、むしろモニタリングの方に持っていくべきではないかということで書かせていただいております。

○原科座長 この場所ではなくてモニタリングの方に移した方がいいと。
どうぞ。

○福田委員 そういう意味では、ここはあくまでも意思決定に関する規定、すなわち、案件に対する支援をJICAとして方向性を定め、外務省に対してその方向性を伝達する前の意思決定で、次にその結果をどのようにローン・アグリーメントなりグラント・アグリーメントに環境社会配慮に関して盛り込んでいくかということについて言っている点だと思いますので、別にモニタリングに関する問題ではないというのが私の理解です。

○原科座長 意思決定のところはきちんと書いておかないとまずいと思います。これは大事なポイントだと思いますからきちんと書いておきましょう。

○北村委員 繰り返しですけれども、私はこの中身を否定しているわけではございませんで、見方の違いなのかもしれませんが、モニタリング過程のことをG/AとかL/Aの中にきちんと書いておくというのがこの御趣旨なのではないでしょうか。意思決定段階の線がどこまで伸びているかというのが個人的には理解が難しかったので。事業実施段階のことに関することを書くのであればモニタリングだと思ったのですけれども、今の福田委員ほかの御指摘は、モニタリング過程で起き得ることをこの文書の中に書いておくべきだから意思決定だということなのではないでしょうか。

○福田委員 そういう趣旨であります。

混乱の理由が若干わかったのですが、24ページの(2)の最初の段落、「改定ガイドラインに盛り込むべき意思決定に関する規定については」ということで、JICAの現在のガイドラインが適切かどうかということが事務局からの問題提起を受け議論されております。JICAのガイドラインの当該部分なのですけれども、これがややこしくて――当

該部分というのは2. 8. 3、「JICAの意思決定」というものがあるのですが、皆さん覚えていらっしゃると思うのですが、例の開発ニーズの把握が不適切な場合であるとか、深刻な環境影響が懸念される、緩和の見込みがない場合というような、環境社会配慮が十分になされないということが具体的に書かれている文言がJICAのガイドラインにあって、そんなことは書かなくていいのではないかという議論がここではあったのです。JICAのガイドラインの2. 8. 3の規定というのは、実は事業実施中に関する規定なのです。要するに、事業実施を決定するのは外務省であり、外務省が採択した案件について事業実施中にこのようなことがわかったら事業を中止すべきことをJICAとして意思決定し、外務省に提言するという文言があって、ここについて議論された部分が中間報告書で言う24ページの(2)の最初の段落になってしまっていて、そういう意味では確かにこの最初の段落で議論されている内容というのはモニタリング段階、旧JBICガイドラインの用語で言えばモニタリング段階に関する規定なのかなと思います。

私が先ほど申し上げたのはその後の話でありまして、24ページの(2)の2段落目、3段落目、要するに、環境レビューをした結果、事業の実施段階で十分な環境社会配慮が確保されるようローン・アグリーメントないしグラント・アグリーメントといった合意文書に環境レビューの結果が盛り込まなければならない、その文言については現在のJBICの文言を参考にしましょうという部分については、これは決してモニタリングの話ではなく、モニタリングの前提となる合意文書をどうするかという議論だと理解しております。

○原科座長 そうですね。そうすると、この最初のパラグラフは移しますか。北村委員がおっしゃったようにモニタリングの方に移すと。確かにこの文はここじゃない方がいいな。いろいろ列挙してあったところですね。

でも、福田委員は、次の御意見では今のところは末尾に移せと書いてありますよ。

○福田委員 現在のJBICのガイドラインを見ると、実は両方書いてあるのです。まずは、意思決定の段階で十分な環境社会配慮が確保できるかどうかを確認する、確認できない場合は相手国に働きかける、相手国に働きかけてもそれが確認できない場合は支援を行うこともあり得るという文言がまず意思決定の文言としてあります。

それから、モニタリング段階で深刻な環境社会配慮が明らかになった場合の規定というのはまた別途あるのですね。そういう意味では意思決定に関する規定は複数あって、JICAのガイドラインとJBICのガイドラインは立てつけが違うものですから、この最初

の議論がどこの議論をしているかが必ずしも明確ではなかったかなという気はします。ただ、委員会での議論は、そういう意味ではモニタリング段階でとめるかとめないかという議論をしていたというよりは、むしろそもそもプロジェクトを支援するのかもしれないかという段階での規定として議論されていたという覚えもありますが、この辺は議事録を確認しないとちょっとわからないなという感じですね。

○原科座長 そうしたら、この2番目にいただいた御意見で、24ページ21行目、この3行の Paragraph はほかへ移すとして、上に移すかモニタリングにするかというのは、もう1回議事録を確認して作業をします。この辺はそんなことでよろしいでしょうか。よろしければそう直しますが。

フロアからどうぞ。

○一般参加者（飯島） 飯島と申します。

今の下から2つ目の Paragraph ですが、「環境社会影響が回避できないと判断された場合には、資金協力を中止できるよう規定することとする」という文言なのですが……

○原科座長 それはまだです。

今、私が言ったのは、「改定ガイドラインに盛り込むべき意思決定に関する規定について」云々の3行です。この形を踏襲することとすると。これは調べた上でどちらかに移動します。それでよろしいですね。

○福田委員 はい。

○原科座長 では、その次の24ページ26行目、今の御質問のところ、「資金協力を中止できるよう規定する」というところにかかわるところで北村委員から御意見をいただいております。

まず北村委員、どうぞ。

○北村委員 外務省の北村でございます。

この部分で2つの表現が使われていまして、1つは「資金協力を中止できるよう規定することとする」というのが4. 3. 3の(2)の下から3行目、4行目のところにあって、その下のところでは「支援の中止を提言する」と書かれているのですが、先ほど座長から言及がありましたように、当時私も国と国との国際約束を一方的に実施機関のレベルで中止することについてはやはり違和感を持っておりまして、ただ、だからといって環境社会配慮をないがしろにしていい話ではないので、「支援の中止を提言する」という方でそろえることでどうかなというのがここでのコメントです。

○福田委員 再び異論があるのですが、異論というよりは、実はこの部分はこれまでさんざん議論してきたグラント・アグリーメントにどういうことが盛り込まれるのかということと切り離しては規定できない話なのかなと思います。現行のJ B I Cのガイドラインには、J B I Cの権限として、「融資契約に基づき、貸付実行の停止あるいは借入人に期限前償還を求めることがある」ということをローン・アグリーメントあるいはその付属文書に入れてくださいということが書かれています。これはもちろん円借款の場合であれば政府との相談なしにJ B I Cが勝手に暴走して外務省の確認もなしにとめるということがあるかということ、そういうことはないわけですが、しかし少なくとも法的にはローン・アグリーメント上はJ B I Cにこういう権限があるということが盛り込まれ、それに基づき、そういう文言を盛り込むようガイドラインに規定されているということになります。我々はずっと、グラント・アグリーメントについても同じ条項が入れられるようグラント・アグリーメントと交換公文の関係を整理していただきたいということを申し上げてきて、この北村さんの修正提案はその点にかかわってくる問題なので、軽々に、はいわかりました、そうですかというわけにはいかないというところがあります。

○原科座長 フロアから、この関係ですね。御意見をどうぞ。

○一般参加者（飯島） 1つは今の福田さんのおっしゃられたことに関係するのですけれども、「回避できないと判断された場合」、これはだれがどのようなプロセスでされるのかという点です。

それと、それをローン・アグリーメントなり、相手方にもわかるような形で示さない限り、結果的には一方的な中止になるのではないかと思いますけれども。

○原科座長 もちろんそれは説明した上でだと思いますよ。

○一般参加者（飯島） そうなのがローン・アグリーメントに書かれるということですか。

○原科座長 それが出た段階で説明するということでしょう。

○一般参加者（飯島） いや、ただ、判断をどういう形で判断するかということです。

○原科座長 ローン・アグリーメントにそんな細かいことは普通は書かないでしょう。

○一般参加者（飯島） いや、中止ですから、そこまで書かないと、やはりお互いに合意をする内容となるには難しいのではないかと思いますので。

○原科座長 J B I Cが今やっておられるような形での対応だと思いますよ。何もかも詳しく書かなければだめということはないでしょう。

○事務局（杉本） 実際にとめたことがないので、あくまでも想定なのでけれども、多分そんなに理解がずれているということはないと思います。実態としては何か問題が起これば当然その解決に向けていろいろと話をしていきますので、どうしても最後にいよいよとなった場合には、関係者がいろいろとやり取りをした上でそういう判断に結びつくということです。ただ、座長がおっしゃるように、アグリーメントの文書にそこまで書くというと何もかも書くという話になってしまいますし、一方的にぱんと打ち切るようなことは非常に大きな問題になるので、もしそういうことを御懸念でしたら、そのところはそういうプロセスでいくだろうと考えております。実例がないので「だろう」と申しているだけで、必ずやそういうプロセスになると思います。

○原科座長 だから1つの牽制みたいな役割ですよ。それで吉田委員も私も申し上げたわけです。そういうことにならないようにしなければいけないので。

○事務局（天田） あわせまして、国内のプロセスといたしましても、外務省さんも含めました日本政府と御相談の上対応を図っていくというのが実態としては当然のところとなっております。

○原科座長 だから、とめることが目的ではないですね。最悪の場合ということです。

そうすると、その「資金協力を中止できるよう規定する」という表現を「の提言を」という表現を入れる、入れないが随分大きな問題だという福田委員の御指摘ですが、この件はいかがでしょうか。

○福田委員 ちなみに、グラント・アグリーメントの規定内容の検討状況は今どうなっているのでしょうか。もう既に11月も終わりそうな感じなのですが。

○事務局（渡辺） 公開公文とグラント・アグリーメントの関係につきましてはまだ検討中と聞いております。

○福田委員 そういうことであれば、「中止」ないし「中止を提言」という形で両方書いて、中間報告書の内容としては両方書いていただくということでも私としては構いません。

○清水委員 ただ、有償の場合はこれまでのとおり中止ということですよ。

○福田委員 有償は特段ローン・アグリーメントが変わるということではないと思いますので。

○原科座長 有償はこれまでどおりでしょう。だからグラント・アグリーメントも同じようにしてもらいたいなど。委員会ではそういう議論をかなりしたと思いますけれども、ただ、今みたいな北村委員の御意見もございましたので、「中止」ないし「中止の提言」と、

両論併記になりますが、そんな表現にいたしましょう。

それでは、24ページ28行目に参ります。これは今の話でもういいのかな。高梨委員、よろしいですか。提言ということですから。

○高梨委員 要するに、ここは現行ガイドラインですといろいろ、こういう場合、こういう場合というのが規定してあったものですから、そういうことが補足されれば一番いいと思ったのです。何かここはすぐ中止というような話になってしまったら、先ほど福田さんが言われたように、実は現行ではこういうステップがあってというのがあったので、そういうのも若干補足していただければいいなと思います。

○原科座長 では、中止の提言ということなので。それから、実際には杉本さんがおっしゃったようにいろいろな段取りがあって、一気にここに行くことはまずないということですから。フロアの方もそれで大体御理解いただいたということですのでよろしいですね。それでは、そのようにいたします。

では、先へ参ります。4.5「情報公開」は終わりました、4.5.1「意思決定前の情報公開」。大枠は終わりました、今度はブレイクダウンした方に入ります。26ページの2行目をご覧ください。「特に、住民移転計画と先住民族配慮計画については、相手国で公開されている場合、新JICAにおいても公開する」ということですが、これに対して清水委員、福田委員から御意見をいただいております。これはいいと思いますけれども。どうぞ。

○清水委員 今のこの中間報告書の文言ですと、「相手国で公開されている場合」となっていて、必ずしも公開が前提となっていなくて、相手国で非公開の場合もあるという読み方ができるかと思います。一方で、私たちはこれまでずっと、住民移転計画と先住民族計画は現地での公開を義務化すべきであるということを最初から提言させていただいております。その結果委員会の場でどのような話になったかといいますと、中間報告書では4.7.5の「先住民族」のところで、現地で先住民族配慮計画のドラフト及び最終版の公開がされることになっているわけです。ですから、先住民族配慮計画というのは、少なくとも中間報告書の中においては現地での公開が前提になっているわけです。なので、この文言とそれは整合性がとれないという点が1点です。

一方で、住民移転計画の最終版については実は中間報告書では記述がないのですね。住民移転計画の最終版の現地での公開については記述がないわけですがけれども、これを義務化すべきであると思います。ちなみに、住民移転計画の最終版の公開については4.7.

4のところでは別途論点として出てきていますので、現地で公開するところの4. 7. 4を先に話した方が4. 5. 1は話しやすいのかなと思いつつ話しているわけですが、要は、住民移転計画と先住民族配慮計画については現地での公開を義務化すべきであり、現地で公開されていれば新JICAとして公開すべきであるという主張を今までずっとしてきておりましたので、これについては、この「相手国で公開されている場合」ではなくて、現地で公開されている場合には新JICAもこれら2点の文書については公開するというようなことが必要かと思えます。

○原科座長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 全く同趣旨でありまして、現地での公開を義務づける文書については、JICAでの公開の際に「相手国で公開されている場合」という文言は必要なかろうという意見であります。

○原科座長 現地での公開については大体合意がとれましたか。そんな感じでしたね。そういえばそういうことでしたね。

○千吉良委員 先ほどのあれに関係するので一応意見を言っておきますけれども、現地で公開しているものについてこちらで公開することに何の問題があるかというのは、普通はそう思うのですが、その説明責任は途上国が負っているわけですね。もしできない場合は、実務レベルでそういうリスクがあるのかどうかというのがまず1つと、相手が知らない間に公開してしまうというのはやはりうまくないと思うので、先ほどは「了解」という言葉を使いましたが、そこを例えば「通知」にするとか、要は何らかの相手とのコミュニケーションの言葉を入れていただきたいと思えます。

○原科座長 なるほど。そうすると、「現地での公開を行うとともに、相手国に」……

○千吉良委員 「相手国に通知した上でこちらで公開する」とか、要するに何らかのアクションが必要だろうと考えています。

○清水委員 「通知」でしたら入れてもいいかもしれないと思う一方、通知することというのはガイドラインに規定することというよりはむしろ実務レベルの話なのではないかと思うわけです。つまり、今はEIAなんかの場合には既に、通知することなしに公開すると書いてあるわけですね。なので、何でEIAは通知をしなくて住民計画と先住民族配慮計画については通知するのだということにもなってきますので、環境ガイドラインの規定としては公開すると書いておいて、実務上で通知をすればいいのではないかと思います。それは実務の方の意見も伺いたいのですが。

○事務局（杉本） 実態は清水委員がおっしゃられたことに近いのですが、国によっても結構違っていて、新しい現在のガイドラインが導入されてからもう数年たっていますので、慣れている国は、E I Aはそういう形で扱うのということで理解が浸透してきているかと思えます。ただ、初めて円借款にアプライしたような国ですと、そこのところから説明して理解を得てという形になっていますので、実態的には千吉良委員がおっしゃられたように、相手国側の理解を得てというプロセスはやっています。ガイドラインの記述はこうなっているということを説明して、これはこのように扱うからという実態上のプロセスも示して、理解を得てやっていくということをやっているのが実態です。

○原科座長 中間報告だから書かなくてもいいかな。

○千吉良委員 「了解」という言葉が出たり、「理解」という言葉が出たり、さっきは自分でも「通知」という言葉を出して、そこは今後議論のあれがあると思えますけれども、要はガイドラインに書くことが大事だと私は思っていて、このガイドラインをだれが読むのだという、やはり途上国が読むわけです。J I C Aを初めて利用するような国もあるかもしれない。そういう人たちが、ちゃんと我々の了解のものでやってくれるのだとか、そのようにわかることが大事だと思いますので、それはやはり入れていただきたいと思えます。

○清水委員 ただ、「了解」というのと「通知」というのと大分ニュアンスが違うと思うのです。ですから、その点について、「了解」という言葉が使われたのであれば、このまま議論を。

○原科座長 さっき千吉良さんは「通知」でもいいとおっしゃったから、「現地での公開を行い、相手国に通知した上で新J I C Aにおいても公開する」としましょうか。

○千吉良委員 そうですね。ほかに御異論がなければ、私はそれでいいと思えます。

○事務局（天田） 一応これまでの議論の中で、事務局の方からは、相手国の制度等もございまして一律の対応と公開は難しいところがあるやもしれませんという御説明をさせていただき、あとは委員会の中間報告でございまして委員の方にゆだねさせていただきますが、議論としてはそういう議論もございましたということは御参考までに述べさせていただきます。

○福田委員 相手国政府の情報管理との関係については、先ほど北村さんから何か文言を入れた方がいいのではないかとということで提案があったところだと思うのです。なので、実際に公開するのかもしれないかということと切り離れた形で、「相手国政府への配慮の観

点から、公開に当っては通知を行うなどの手続を整備する必要性が指摘された」というような文言を中間報告書に入れるということではいかがでしょうか。

○千吉良委員 そうですね。「通知など」ということですね。

○福田委員 「など」ということですね。

○原科座長 では、「など」に広げて。

○福田委員 恐らく、決して先住民族配慮計画であるとか住民移転計画だけの話ではなくて、E I Aについても同じことが言えるというのが千吉良さんの御趣旨だと思いますので、情報公開一般に関する話として、相手国政府との関係上そういった手続を検討する必要があるという趣旨として中間報告書に盛り込むというのではいかがですか。

○千吉良委員 私もそれでいいと思います。「通知」とか「了解」とか「理解」とかいうのは、相手国が公開している情報かそうでないかとか、いろいろなレベルがあると思うので、そこで言葉を使い分けるのがいいのかなと思っています。

○原科座長 そうすると、今の文はこの部分ではなくてほかに書いた方がいいということになりますかね。この部分では、「現地での公開を行い、新 J I C A においても公開する」と表現しておいて、それで今おっしゃったことを、包括的なことになりますから、情報公開のほかの部分になるのかな。この文の一番下に「なお」と入れましょう。

○福田委員 恐らく今のは情報公開の一般論の問題だと思いますので、むしろ、今ある項目立てでいきますと、例えば 4. 5. 3 の「公開の方法」に関する部分とか、そういうところで文言を入れるのであれば入れるといいのかなと思います。

○原科座長 では、4. 5. 3 の最後に、「なお、公開に当っては、相手国政府にその旨事前に通知するなどの方法」……

○福田委員 「手続を整備する必要性について指摘された」というのが私の先ほどの提案であります。

○原科座長 「整備する必要があることが指摘された」と、そういう表現を加えます。よろしいでしょうか。では、4. 5. 3 の下にワンパラグラフつけ加えます。今のことはそういうことにいたします。

それでは、26 ページ 7 行目。

○清水委員 済みません。ということは、私と福田さんがここでコメントさせていただいた「相手国で公開されている場合」というところは削除ですか。

○原科座長 これは削除します。削除して、「現地での公開を行い、新 J I C A において

も公開する」と、そういうことになります。

次に行きましょう。「環境アセスメント報告書等、環境社会配慮のために相手国政府等から入手した文書を、確認作業のために翻訳版を作成した場合には、それらを公開する」。これは清水委員、福田委員、高梨委員、順にお願いします。

○清水委員 これは単純に日本語の問題だと思うのですが、今の中間報告書の文章ですと、入手した翻訳版の文書と J I C A が確認作業のために作成する翻訳版というのが少々混乱しているかと思しますので、ここにかぎ括弧に書かせていただいたような形で変更してはどうかという御提案です。

○原科座長 両方あるということですね。

○清水委員 はい。

○原科座長 福田委員、いかがでしょうか。

○福田委員 全く同趣旨です。

○原科座長 高梨委員。

○高梨委員 これは我々のレポートでもそうなのですが、翻訳というのは正確さを求めると非常に大変なのです。ここでたまたま文章が確認作業のためということで、何か事務的に、例えば J I C A さんの中、J B I C さんの中で了解をとるために訳したものと、こういうように理解するのですが、そういうものをそのまま公開するのはやはり問題がある気がするのです。翻訳というのは、そういう面では、両者の誤解を招かないためにはそれこそ一たん相手の了解を得るといふようなことも必要になってくるのではないかと思います。その上でこの翻訳版を公開すると。こちらで勝手に情報公開して翻訳するのだというわけにもいかないと思いますし、さっき千吉良委員から出たように、向こうの文書についても恐らく出していいもの、出して悪いものがあるのではないかという気がするのです。単に翻訳だけの問題ではないような気がするのです。

○原科座長 そうすると、公開にもいろいろあるかと思うのですが、限定的に公開する方法もありますよね。そういうのならいいということになりますか。専門家がチェックするとかね。公開と言わないのかな。

○高梨委員 言わないですね。

○原科座長 私が審査会の機能が大事だといつも言うのはそこなんです。情報公開で全部やってしまうと行き過ぎて大変なところはそういう審査会でチェックしてもらおうとかすれば安全弁になると思いますから。

○高梨委員　そこで私が思っていたのは、確認作業のためというのを消して、いずれにしても入手したものについては相手国の了解を得て公開をするというような形で。

○原科座長　ただ、確認作業のために翻訳版をつくるというのはこちらの内部作業だから、別にそれは公開してもいいような感じもしますけれどね。もともと現地で公開されているのだから。これはもともと現地で公開されているとは限らないからまずいということになりますか。

○高梨委員　ええ。

○千吉良委員　これは一度発言したことなのですからけれども、翻訳版の恐ろしさというのは、やはり英語でございますので、相手国政府が現地で公開したものとは見る人の数も圧倒的に違うし、全然想定していなかった国から途上国政府に何か言ってきてしまうといったことも考えられるし、あるいは、さっき誤訳という話がありましたけれども、誤訳のせいで、例えば生物の名前を間違えたとか化学物質の名前を間違えたとかいろいろあると思いますけれども、そういうことで大騒ぎになって相手国政府で何か起きてしまったというようなことも考えられますので、出すにしても、これでいいですねということは一応相手国に了解をとっておく必要があると思います。

○原科座長　誤訳に関してはさっき申し上げたのですけれども、その誤訳をもとに判断したのだから、その事実はきちんと把握する必要がありますから、公開しなくても何かそれを確認する手続は必要だと思うのです。公開というのはそれ以外のいろいろなことが起こりますので、慎重にやるべきだというのは私もわかります。

○福田委員　翻訳版の公開については、議論の経緯から言っても、また必ずしも現地で公開されている文書ではないという観点から言っても、ちょっとこの場でコンセンサスを得るのは難しいかと思しますので、相手国政府の了解を得るべきかどうかについては両論出されたという形で、両論併記でまとめていただければと思います。

○原科座長　では、この部分はある程度結論が出たような印象を受けましたけれども、両論併記に直します。

○事務局（杉本）　実務面からいきますと、確かに相手国からもらった翻訳版なり、時にはこちらでやる場合もあります。それは私は経験ないのですが。多くはもらったものなりを使ってやっていますけれども、あれっというようなものがないわけではなくて、そういう場合には、別に翻訳のみに限らず、現地に行って環境レビューをやる際に内容を確認しながらやっていくということなのです。確かに、それに基づいて全部判断したかということ

になりますと、実態上は違いまして、それに基づいて相手と協議をして、その結果を踏まえて判断するというので、ワンステップ挟まっているのが実態です。ケースにもいろいろとありまして、その翻訳が完璧で相手の理解にそごがないということもありますし、何か訳がよくわからないなり、よくよく確認してみたらこういうことであったということも無いわけではないということは事実としてはございます。

○原科座長 ありがとうございます。

○事務局（天田） 仮訳といいますか、実務的に協議で使う際の翻訳ということになりますと、先方も、まあこうだよねということで、細かい表現ぶりは別にしまして、共通の認識を持って確認作業が行える部分がございますが、外に公開していくということになりますと、そこは先方政府の中でも、まさにもととの原本と同じような形のきちんとした手続なりを経ないと外に出すのはやはり難しいところが出てまいりますので、そういった実務的にも先方の政府などでもかなり大変なところが出てくるというところは御理解いただければと思います。

○福田委員 済みません。その点は結構ここでけんけんがくがく既に議論された話なので、最後にそういう否定的な意見を述べていただくと、こちらとしてもいろいろ意見を言いたくなくなってしまうのですね。その辺の経緯は御理解いただければと思います。

○原科座長 そうですね。随分議論をしました。それで原則としてなるべくオープンしようという方向に行ったと思いますから。

では、これはこの辺にします。

次に参ります。14ページ。「また、事務局からは、環境レビュー前の段階においては、案件概要、カテゴリ分類とその根拠、影響項目の説明等を公開するとした。そして、特にカテゴリA案件については環境アセスメント報告書も公開することで、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎するとされた」。福田委員、どうぞ。これは26ページ9行目です。

○福田委員 これはこの記述の意味がよくわからないのです。「環境レビューの前の段階においては」等々書いてあるのですけれども、実はこれは、「影響項目の説明等」ということを除けば、すべて現行ガイドラインと同じことが書いてあるだけなのです。なので、どういう趣旨でこの記述がなされているのかというのがよくわかりませんでした。

○原科座長 済みません。事務局からこういうのがあったということで。でも、書かなくてもいいかもしれない。ただ、現行のガイドラインにあることを改めて書くことも必要か

もしれないのですけれども、その必要はないと。

○福田委員 現行ガイドラインでやっていることは当然やっているものという。

○原科座長 まとめるときにいろいろな方の意見も盛り込んだので、事務局からそういう……

○事務局（杉本） ひょっとしますと、今よりも早い段階で情報を出していきますということで、事務局から、どの段階でというのは検討中ということだったと思いますが、今出させていただいているよりもより早い段階で、その後も含めるとより多くの情報を出させていただくように検討中ですということは申し上げていますので、多分そのことかなと今思った次第ですが。

○福田委員 その点であればそのようにまとめていただければと思います。ここの記述だと実は現行ガイドラインとほとんど変わらなくて、恐らく甘枝さんがずっと強調していらっしやったのはこういうことではないと思いますので。

○事務局（杉本） 正確にリピートできるかどうか、より早い段階で、より多くの情報を出すだったですかね。

○原科座長 そういう表現の方がいい。

○福田委員 そのせりふは7～8回ぐらい聞いたように思います。

○原科座長 では、「環境レビュー前のより早い段階から」と書きますか。

○高梨委員 最後の表現で、「歓迎するとされた」というのは、文言として……

○原科座長 私が書いたので「された」と書いたのです。事務局はウエルカムだと言ったので「するとされた」という表現ですけれども、どうしたらいいですかね。

○福田委員 そこは委員会中の甘枝さんの発言を何か要約する形で載せていただければと思います。

座長のお仕事ばかりふやしているような気がして恐縮です。

○原科座長 それでは、これはもう1回確認します。杉本さんも助けてくださいね。

○事務局（杉本） はい。

○原科座長 事務局のお助けをいただいて、より適切な表現に変えます。

では、次に参ります。4. 5. 2「意思決定前の情報交換のタイミングと公開期間」です。26ページ22行目になります。

まず1つ目、「住民移転計画またはそのドラフト、先住民配慮計画またはそのドラフトを入手後速やかに、遅くとも個別案件審査の実施前までに公開する」。これに関しまして

北村委員から御意見をいただいています。どうぞ。

○北村委員 ここは先ほどの手続一般論のところのカバーされると思いますので、1つ座長のお仕事を減らしたいと思います。

○原科座長 ありがとうございます。では、これはよしと。

次は26ページ24行目です。「これらの情報公開は、カテゴリA案件については、新JICAの国際約束締結に先立ち、少なくとも120日間行う」。これは清水委員、高梨委員、北村委員、順にお願いします。

○清水委員 コメントには書いてないのですが、まず1点目は、120日間の話についてはもう既に有償では確保されているわけですけれども、無償資金協力については120日間という期間が長いかもしれないとか、もしくは120日はそのままにしてほかに変更を加えるとか、そういったことが事務局からあったわけです。これについて、その後検討がどうなったのかということ踏まえて議論すべきとは書いたのですが、一方で、今の時点で17回までの議論をもとに書くという話なのでどうしたらいいのかなと思いつつ話していますが、下に北村委員が120日間の部分を削除と書いていますので議論せざるを得ないかなと思いますので、あわせてその検討状況、もしも何か検討しているのであれば教えてください。

○原科座長 これは、では順に。高梨委員。

○高梨委員 私どもは、基本的に長いということで、もし事務局の方で手続等でこれだけの期間がかかって特段作業がその間ストップすることがないということであればまたあれですけれども、その辺のインプットが欲しいなと思っています。

○原科座長 北村委員はいかがでしょうか。

○北村委員 繰り返しですけれども、長い短いも含めて、あるいはその間どうするかも含めて、120日間ということについての合意ということまではなかったかと思っていますので、少なくとも120日間というところは削除すべきではないかと思っています。

○原科座長 この件に関しまして、事務局の方で何かその後ございますでしょうか。

○事務局（渡辺） 詳細なスケジューリング的な検討が進んでいるわけではないですが、120日は厳しいということで聞いております。

○原科座長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 これは有償の場合と無償の場合とで分けて議論せざるを得なくて、無償の場合については既に先ほど議論させていただいた点と同じになってしまうかと思うのです。

すなわち、全体の業務フローとセットでないと議論しにくいだろうと。しかし、我々としては、カテゴリ A なのだから一定の公開期間というのは規定すべきであろうと思っています。有償の場合は現行 120 日間ということで書かれているものなので、これを削除する理由は特段ないのではないかと考えています。

○原科座長 その点はよろしいのですよね。

○事務局（杉本） 有償については現状維持ということで考えています。その点には異論はありません。

○原科座長 それはそのとおりですね。だから、これは有償、無償を分けて書かなかったのがまずかったのですね。

○福田委員 実は、これは何が残っていたかということ、無償資金協力についてカテゴリ A で 120 日間の公開ということをごちらが提案させていただいたときに、たしか当時熊代さんが、無償では難しいかもしれませんねとおっしゃったと思うのです。それはなぜですかということについては説明してくださいということをごちらが申し上げて、熊代さんはそのとき「はい」とおっしゃっていたので、その点、要するに有償と無償でカテゴリ A の公開期間がなぜ違わなければならないのか、あるいは違う必要があるのかという点について何か御説明をいただけるのであればお願いしたいと思います。

○原科座長 そうですね。それはわかりますでしょうか。

○事務局（天田） 無償資金協力の 10 月以降の業務フローがまだきちんと固まった形になっておりませんところ、ちょっと今の時点での御説明は難しいかなと認識してございます。

○原科座長 そういうことだったら、どうしますかね。有償と同じにするか、あるいは有償は 120 日だけれども、無償は期間に対しては有償を参考に検討するみたいな、そんな感じにしましょうか。無償はまだ決められないと。だから、「有償は 120 日間、無償は有償を参考に検討する」ぐらいですかね。どうしましょうか。

○福田委員 「検討する」という終わり方をされるのであれば、120 日間の公開を求める見解が出されたということは明記していただきたいと思います。

○原科座長 わかりました。

○事務局（天田） それは委員会の一致した御意見ということでございますか。

○福田委員 いいえ。委員からそのような提案があったという趣旨です。

○原科座長 両論併記でやります。

○福田委員　そういうものを両論併記と言われるのは非常に違和感がありまして、私たちの提案しかなくて、ほかに異論はないがこの先の検討が必要だというような……

○原科座長　両論はあると思います。高梨さんはこれは難しいだろうとずっとおっしゃっているから、両論はありますよ。

○福田委員　ただ、それはあくまでも業務フローが固まっていないからまた議論が必要だという趣旨だと理解したのですけれども。

○原科座長　そうです。

○福田委員　要するに、高梨さんの先ほどの御意見というのは古い業務フローに基づいた意見で、現在の業務フローの中で実際にそれが可能なかどうかということについてはきちんと議論されていないというのが私の認識です。

○原科座長　そうしたら、「有償は120日、無償については業務フローがまだ確定していないので期間は決めがたい」と、そうしますか。

○福田委員　「無償についても120日間の公開を求める見解があったが、この点については無償の業務フローを踏まえ今後さらなる検討が必要である」といった書きぶりにしていただければ構いません。

○原科座長　いいですか。要するに、「120日間という有償と同様の期間を求める意見が出されたが、業務フローが確定していないのでこの件についてはさらに検討を行う」ということですね。

○高梨委員　「120日」は入れなくたっていいよ、別に。

○福田委員　いやいや。

○高梨委員　「同様の期間」で。

○原科座長　「有償と同様の期間」にするべきだと。

○福田委員　それでも意味は同じなので、別に構いませんよ。

○原科座長　それでいいですね。

○福田委員　はい。「同様の期間」ということでもいいです。

○原科座長　いや、同様の期間というのはすごく大事だと思います。同じような考え方にすべきだとおっしゃったけれども、業務フローがきちんとしていないからわからないということですね。では、そのようにまとめさせていただきます。

次は26ページ25行目。「新JICAの国際約束締結（合意文書締結）に先立ち」。
これは文章のケアレスミスなので直します。

その次、26ページ。箇条書きに1文追加。先ほどのかな。これはどこに書いてありますか。

○北村委員 先ほどのコメントに包含されると思いますので。

○原科座長 さっきのでよろしいですね。

○北村委員 ええ。

○原科座長 それでは、これはオーケーと。

次は4. 5. 3「公開の方法」になります。

今の北村委員の御意見は「公開の方法」の最後に入れます。公開に当って相手国との云々というのをここに入れます。

4. 5. 3「公開の方法」に参ります。26ページの26行目。コピーの無償配布について。全般についてですね。これに関しての御意見を、千吉良委員、お願いします。

○千吉良委員 ここで書かれているのは、一定までは無償と決まったというように読めるのですけれども、私自身は、これは無償ということを決める前に、あくまでも受益者負担が原則で、開発主体に負担させるというのがまず先にありきだと思っておりますし、副座長からもたしかそのような御発言をいただいていたと思いますので、併記していただければと思います。

○原科座長 私はそういう趣旨を書いたと思いますけれども。「複写の一定数までは無償とし、それ以上は実費負担を求めるなどの工夫により、情報入手のために多額の費用がかかることのないようにする」。全くただとは書いてないのですけれども。

○千吉良委員 一定数までは無償を認めるということになっています。

○原科座長 日本政府としてはどうですか。やはりそのぐらいの感じでやらないとみっともないんじゃないですか。

○千吉良委員 その一定数というのがどれぐらいを想定されているのかよくわかりませんが、

もともこのお話のスタートは、無償配布というか、それは開発主体がやるべきだという話からスタートしていて、でもやっていないケースがある、だからJICAがやりましょうという話が……

○原科座長 日本がまさに支援しているのだから、そのぐらいはね。

○事務局（天田） ウェブで公開させていただきました場合には、ウェブからの入手はここでお金を取るという趣旨ではございませんので。実際にコピーをとって送付するという

ところになってまいりますと千吉良委員がおっしゃっているようなコストの面がどうしても発生してまいりますので。

○千吉良委員 実際にそのコストを相手にかぶせることで相手の無償配布を促すと私は考えておりますので。1つのキャパシティービルディングだというのは吉田副座長もおっしゃっていましたけれども。

○原科座長 そうすると、どういう表現がいいですかね。「また、これらの情報は無償で入手できることが好ましいが、多量の文書の複写が要求されても困るという意見もあった。そこで、本委員会については」こういうようなことだと思いますけれども。千吉良委員、どんな表現に。

○千吉良委員 「本委員会としては、受益者負担が原則との意見もあったが」ということで、最後もこういう意見もあったとしていただければ。

○原科座長 「また、これらの情報は無償で入手できることが好ましいが、多量の文書の複写が要求されても困るという意見もあり、また受益者負担の原則」……

○千吉良委員 「そこで、本委員会としては」……

○原科座長 いろいろ意見があったとここに書きましょうか。

○千吉良委員 ええ、「受益者負担とすることを原則とするという意見もあったが」という一文を。

○原科座長 いや、本委員会としては意見もあったではおかしいでしょう。いろいろな意見があったということにならないと。

○千吉良委員 では、「委員会の中には」ということで。

○原科座長 「本委員会」の前に書かないとだめだと思うのです。だから、「要求されても困るという意見もあった」というところに受益者負担を1つ加える。

○千吉良委員 そうすると、委員会の結論は同じだということですか。

○原科座長 結論としてはこれでいいと思いますけれども。

○千吉良委員 そうですか。

○原科座長 そうじゃないのですか？

いや、これはすごく大事なことで、やはり日本政府の姿勢ですからね。この委員会としてこれを出せないのではちょっと恥ずかしいなと思いますから、これぐらいの言葉は。実際にそんなにめちゃくちゃな費用がかかっている事例は私は聞いていないですよ。

○千吉良委員 確かに大きい問題ではないのかもしれませんが、両論併記で結論を

出すというのと何か意味が違うような気がしますけれども。

○原科座長 いや、情報公開では逆の例が多くて、住民側に費用がかかり過ぎて情報が手に入らない場合が山ほどあるんですよ。これは御存じでしょう。それは余りにも恥ずかしいことなので。

○千吉良委員 私も一切無償でやるなということではなくて、受益者負担が原則だと。とにかくそっちに先にトライしてくれと。

○原科座長 なるほど。では、「受益者負担が原則だが、一定数までは無償としてもいい」と、そういう感じの方がいいと。

○千吉良委員 そのぐらいのまとめだと思います。

○原科座長 では、そうしましょうか。いいですか。

○福田委員 1点だけ確認させていただきますが、先ほどから千吉良さんがおっしゃっている「受益者」というのは、事業の実施主体、すなわち本来であれば環境アセスメントなり住民移転計画について公開する義務がある人という意味で用いていらっしゃるのですか。

○千吉良委員 そうです。

○福田委員 別に文書の受け取り手である被非影響住民のことではないのですね。

○千吉良委員 違います。

○原科座長 それはわかるように書いた方がいいですね。「事業者の負担」かな。「事業実施者の負担が原則だが」と言った方がいいのかな。「受益者負担」だと何か住民がもらうような。「事業実施主体」、「実施者」でしょうか。

○千吉良委員 「開発主体」とか「実施機関」。

○事務局（天田） 「実施機関」とか「実施者」とかでございますが。

○原科座長 では、そういうことがわかるように、この文章は今おっしゃったように直します。ありがとうございました。

なかなか大変だ。疲れてきましたね。

15ページ。北村委員、どうぞ。「情報入手のために多額の費用がかかることのないようにすることを求める」。

○北村委員 外務省の北村でございます。

基本的には同じ問題意識ですので、余り繰り返しませんけれども、座長は日本政府として恥ずかしいとおっしゃる一方で、やはり基本的にはこのぐらいのことは当然途上国自身がやるべき話だというような整理もあります。あともう1つあえて申し上げれば、ここか

ら先は事務局の御判断でしょうけれども、ODA予算が削られて、実際にどのぐらいの費用がかかっているかわからないですけれども、こういうところにお金を取られると実際の事業ができなくなっていくので、ここで言うところの「入手」だけでなくて……

○原科座長 そんなにお金かからないですよ。

○北村委員 「公開」と変えることによって、JICA自身のコストの方も少し考えてあげてねという意味を込めての。もらう方だけでなくて、配る方の。

○原科座長 「情報入手」よりも「情報公開」という表現の方がいいというおっしゃっているのですね。

○北村委員 「入手」だと要求する側だけですけれども、「公開」にすれば、要求する人もいれば渡す人もいて。

○原科座長 ただ、この文脈では情報入手なんです。そうすると、もう1つ、情報公開に費用がかからないようにという別の文章をつけるぐらいの感じかな。

○北村委員 こだわりません。

○原科座長 どうしたらいいですか。

○北村委員 基本的な問題意識は千吉良委員がおっしゃっているところに尽きていますので、先ほどの修文の中で読み込めると思います。

○原科座長 では、次に行きましょう。中山委員、どうぞ。

○中山委員 ここは、私も、前後、今までのものを聞いていればわかるのですが、この部分だけ読むと違和感があったので。向こうが公開して、それを入手後速やかに公開するというのであれば何の問題もない話なのですが、そういうところがちょっと読めなかったの。要するにだれがやったか。主体がまずやるのは当たり前であって、それに先駆けてJICAがやるように読めたので、それはまずいということを書いたかったのです。

○原科座長 入手後速やかというのは。

○中山委員 向こうが公開したものを入手後速やかだったらいいのですが、入手後というのは黙って入手した場合もあるだろうから、ちょっと違和感があったのです。

なぜこだわったかという、先ほどもあったように、モニタリングの結果で中止の提言もあるということだと、これはかなり大きな話なので、やはり相手国が主体は持つべきという気がしたのです。そういうことまで提言できるという……

○原科座長 ただ、JICAが公開するとなれば、向こうは当然今みたいなことにならない。JICAに情報をくれないですよ。

○中山委員 まあそう思いますけれども、ちょっとね。

○福田委員 済みません。モニタリング結果の現地での公開は、また別に中間報告書案の32ページの真ん中に規定されていて、ここの規定はあくまでもそれを受けてということだと理解しています。もちろんモニタリング結果自体は事実関係について書かれているのですが、それを見て、例えば基準より多くの排出が何かされているとか、住民移転でこういう被害が生じているということから直ちに援助を停止・中止するという話に飛ぶということではないと思いますので、それは御懸念は当たらないかなと思います。

○原科座長 では、これはよろしいでしょうか。

○事務局（天田） 他方で、モニタリングにつきましては、国際的なスタンダードで見ましても、ADBは公開を規定しております。一方で世銀は、自由率直な情報交換が妨げられるおそれ、途中の経過のようなものに該当してまいりますので、検討結果の過程の秘匿性を守る必要性を理由に公開していないというような状況もございまして、必ずしも効果として、実際に環境社会配慮面として十分なものをやっていく上で公開することがそれにプラスなのかというところから、事務局といたしましては、途上国側にできるだけ公開していくことを求める一方で、一律情報公開の対象とすることは難しいのではないかと、このことを委員会の場で御説明させていただいた次第でございます。

○福田委員 再度申し上げますが、委員会の場と全く同じ事務局の見解をここでおっしゃっていただいても余り意味はないですし、時間のむだかと思えます。そういった点は既に委員会のこの議論の際に議論されているお話ですので。

○原科座長 そうですね。それを踏まえた上でこのようなことになっておりますから、これはこれでいきましょう。

では、4.6「審査諮問機関」。27ページの28行目。北村委員から削除、「これは、新JICAは公的機関としての事業活動の透明性が強く求められることから、外部専門家からなる第三者機関の設置が必要と考えられるからである」というところは要らないと。お願いします。

○北村委員 外務省の北村でございます。

時間短縮化の観点もあって、ここと1つ置いてその次、さらにその次と、基本的には同じ観点からコメントを出させていただいておりますので、それについて申し上げさせていただきます。今回の中間報告を議論する初めの段階でコメントさせていただいたところですが、審査諮問機関自体が不要だと申し上げるつもりはないという前提で、ただそのやり

方はうまいこと考えないといけませんよねということで終わっていて、そこは設置が決まったということだけを今の段階で打ち出すことについて抵抗を感じましたので、ここで3つのコメントを出させていただいているところでございます。

○原科座長 どこがまずいのですか。

○北村委員 一言で言うと、今みたいなポジションにいたしますと、4に入って以降というのは審査諮問機関の設置を前提としたような報告内容になっているので。

○原科座長 さっき設置には反対しないとおっしゃったので、設置はいいのでしょうか。

○北村委員 いや、そこが非常にニュアンスの問題になってきて、説明が若干難しいのですけれども、本日の冒頭でこの点についてコメントを申し上げたのは、審査諮問機関を設置する方向で議論がなされて、詳細については……

○原科座長 設置する方向ではなくて、とにかく設置はもう決まっていますよ。反対されないのだったら。設置しないということはありませんよ。だって今あるのだから。

○北村委員 今あるのはいわゆる旧JICAの方で……

○原科座長 今それで継続してワークしていますからね、暫定措置で。それを廃止してしまうというのは、よほど強い理由がないと廃止できないでしょう。

○北村委員 現行ガイドラインを後退しないというのは外務省を含めた政府全体の立場です。廃止を主張しているわけではありません。

○原科座長 だから設置は決まっているじゃないですか。設置するとき、その所掌業務というか範囲はどこまでか、これは今後の議論ですよ。設置はもう決まっています。

○北村委員 まさにおっしゃるとおりで、そこをどのようにやっていくのか。例えば次のページのところへ行ってしまうと、協力準備調査云々というところで、具体的にどういところでインターベンションするかということも暫定形に書いていまして……

○原科座長 だから、ここは具体的なことはさらに検討するとはっきり書いていますから、おっしゃるとおりの趣旨で書いたつもりなのですけれども、だめですか。

○北村委員 繰り返しですけれども、例えば次のページですと、「以上の検討から……助言を得ることとする」という形で、ここについては助言を得るということを結論として出していますけれども、そこまで……

○原科座長 いや、審査諮問機関というのは助言を得る機関ですから。

○北村委員 その前の段階で、例えば、「協力準備調査、環境レビューまた、モニタリングに対しても」と書いてありますけれども、どこでどういう形で関与するのかということ

はまだ議論がなされていないと思いますので、そこまで書き込んだものが中間報告のラインとして適当なのかという観点からの削除であって、そもそものこれに異論を唱えているわけではないのですけれども。

○原科座長 では、「以上の検討から」の表現はちょっと踏み込み過ぎていると。検討まではいいいけれども、これは最後のところの結論的なところですね。検討までは私はいいいと思いますけれども。

○一般参加者（飯島） 今おっしゃった方と関連するのですが、審査機関は設置するという前提でお話をされていますが、どのような形で実施されている事業に対して関与して行くのが明確にされないまま機関の設置だけが動いていくと、現場に対して混乱が起きるのではないかというのが心配されるのですけれども。

○原科座長 いや、それはなお本委員会では検討するというので、中身は決まっています。もう既に現行のものがありますので、まずこのガイドラインは現在のものを後退させないどころか一歩進めるという考えでやってきていますから、現在あるものを廃止するのであれば、よほど明確な理由がないといけないのです。それはありません。北村委員もこれを廃止するとは言っていないとおっしゃっていますね。

○一般参加者（飯島） J B I C さんの方には今そういうシステムは特にないですよね。

○原科座長 ないのですが、そのときの議論は、国際金融とODAと両方セットなので難しいという議論だったのです。ODAの場合にはこれはあり得るということで、テンポラリー、アドホックにやることは委員会もちゃんとそういうルールで決まっています、委員会の提言では諮問委員会をつくることも議論したのですが、国際金融も入っているので常設機関はつくらなかったのです。だけど、類似のもの、アドホックのものは既にルールとして決まっています。ODAということの特性がありますから。

○一般参加者（飯島） そうすると、実施の中でどのように関与していく、あるいは助言していくというのは後で決めるということですか。

○原科座長 それはこれからです。

ともかく情報公開の問題と絡んでくるんですよ。情報公開が簡単にできない部分に関しては、そういう第三者機関がチェックすることによって全部情報公開しなくても済むようにしたいというのが私の考えです。それは随分説明してきました。そうしないと、できるだけ情報公開しようということになってしまいますからね。そうではなくて、公開することでネガティブなものがかかり大きい場合にはその限定的な範囲内でチェックできれば

いいだろうという考えに立っております。

「以上の検討から」の3行の表現を変えるようにしましょうか。北村委員、どうでしょう。「従って、新JICAが実施する協力準備調査および環境レビュー、また、モニタリングに対しても、審査諮問機関の助言を得ることとする」と書いたのはちょっと書き過ぎだということですね。

○中山委員 関連して。これは13回目の委員会でかなり産業界の方から議論が出ているのですが、特に実際に苦勞されているコンサルタントであるECFAさんから非常に大変だということを言っておられます。余りお金も払っていただけなくて大変だと言われていきますので、相当審査委員会も事務局も大変だと聞いていますので、私もこれをしょっちゅう聞いているわけではないので何も偉そうなことは言えませんが、やはりボリュームもございまして、具体的な審査諮問委員会の審査については今後議論するというので意見が出たと思うので、ここについてはぜひ表現を加えていただきたいと思います。

○原科座長 確かに費用のことは大変大事なことで、その点も十分勘案するために、費用が手当てできるような工夫もあわせてやるようないろいろな仕組みを考えなければいけないと思っております。

では、北村委員からの御意見もいただきましたので、28ページの「以上の検討から」の3行に関しては余り限定的に書かないようにしたいと思いますが、設置すること自体は、改めて申し上げますが、これは問題ないと思いますが、いかがでしょうか。少なくとも現行のものは残るのですが、設置するという点に関してはそのとおりですね。ただ、その扱う範囲、中身ですね、どういうものを扱うかということについてはさらに検討が必要だということだと思います。よろしいでしょうか。

○千吉良委員 1つ確認ですけれども、今の立ち位置としては、現行の程度において残ることが一応前提とされているという理解でよろしいのでしょうか。

○原科座長 その程度ではなくて、現行のプラスアルファです。

○千吉良委員 範囲が変わったりやり方が変わったり、いろいろな形が変わることはあるかもしれませんが、そこはこれからの議論になるので、とりあえず今の……

○原科座長 現行の程度のものとは言っていません。現在あるのだから当然残る。ただ、当然円借款はこの対象になりますから、審査会の対象にならなければおかしい。

○千吉良委員 その現行の程度よりプラスアルファのところはこれから議論ということですよ。よろしいですね。

○原科座長 扱い方をどうするかは、もちろんこれから。議論していませんからね。おっしゃるとおりです。

○高梨委員 私もちよっと確認したいのですけれども、先ほど先生は現行のあれを変えないといった場合には、JICAはあるわけですが、JBICはない。それは輸銀的な民間のあれが入るから審査会はなじまないという意味。

○原科座長 いや、JBICがつからなかった理由は、国際金融がありますので、同じような扱いになろうと。それはそのとおりだと思います。これまでODAと国際金融と両方あったでしょう。その両方がありますから、それは両方の側面を考えなければいけない。特に国際金融は企業支援なので情報の扱いに関してはODAの場合とは随分違ってきますからね。そういう特性があるので常設機関というのは難しいだろうということになったのです。ただ、ODAの場合は国際金融とはまた違う側面がありますから、逆に公的な責任が大きいわけですから、しかも企業の競争的条件という話とまた違ってくるでしょう。実際にそれで公共事業の場合にはみんな、日本では民間事業だって審査会の対象になりますから。審査案件として。別に官民間問わず審査会でやっていますよ。だから、公共的な主体が行う活動に関して審査会で扱うことは、日本の普通の考えで全くおかしくないですよ。国内でやっていることなので。私は、そのようなことで、これは議論するべきだと思います。

○高梨委員 そのときはODA部門だけやるというようなことは議論にならなかったのですか。

○原科座長 それは統一的なガイドラインをつくったので。そこでアドホックにしたのです。重要な案件に関してはそういう特別な委員会をつくって助言を受けるという。常設にはしなかったのです。

○高梨委員 個人的にはそこは分けられると思ったのですけれどね。輸銀ポーションとODAポーション、当然事業として別でやっていますからね。

○原科座長 しかし、JICAのガイドラインをつくる時は、その議論の延長としまして、今度はODAなのだからできるのでしょうかということをつくったのです。その考え方を継承すれば、ODAという枠で考えれば、つくってもおかしくないし、その方が筋が通っているでしょう。この10年近くの議論を踏まえれば、と思います。

むしろ、その場合にそういった関連のところで実際に調査される会社の方には過剰な負担がかかると不合理的ですから、それはそれだけの情報を生産していただくのだけ

ら、そういった分もきちんとした資源配分といいますか、そういう費用がちゃんと工面できるような工夫は必要だと思います。全体的なシステムづくりではそういう資源投入の問題が出てきますよね。そうすると、やはり我々は、審査会といっても、例えばたくさんのお客様になってきた場合にどんな仕組みにしたらいいかと。そうすると審査諮問機関のつくり方自体も従来と違うようなものを私は考えていますけれども、そのようなこともこれから議論しなければいけないと思います。

○高梨委員 そういう意味では、この前は審査会のあり方も含めて検討しようということであったのでね。既存の審査会そのままとは理解してなかったのだ。

○原科座長 そのままとは限らない。やはりそういう工夫をして、できるだけ効率的にすること、まさに資源をなるべく効率に使うと。それから国民への説明責任というのがすごく大事です。それから、情報公開を際限なくやるわけにはいけませんから、その分はむしろ審査会があることによって、情報を完全に公開しなくても第三者機関がチェックすればそれでいいと私は思うのです。そのような格好でやってもらおうと。そういう3つぐらいのポイントがあるかと思います。

○一般参加者（飯島） しつこいようですが、今の話と関連するのですが、実際ODAでローンでいきますと、相手国政府が環境ガイドライン、社会環境問題について担当する機会が多いわけです。そうしますと、そこからも相手国のガイドラインに沿った形でスタディしてきたものが出てくる。それとこの諮問機関でやる作業とのバランスとかバッティング、あるいは内容にそごが出たなど、実際の運用でそういうものは解決されていくのかもしれないけれども、その相手国政府がやる作業とこの諮問機関がやる作業の位置づけがいま一つはっきりしないように思うのです。

○原科座長 これはまずJICAが確認作業をやられるのですね。審査諮問機関ですからそういうものに助言するわけです。そのときには当然我々の、あるいはJICAの枠組みに沿ってどうなっているかというのでチェックします。そのときの技術的な支援をする役割ですから、そんなにすべて何もかもやるというわけではありません。

もう1つは、そうすると膨大な作業をやらなければいけないというイメージをお持ちかもしれませんが、これまでもそうなのですが、通常審査会に出てきますのは特段に重要な案件の場合ですね。ですから、すべてを審査会で扱うわけではありません。審査諮問機関は助言ですから、基本的にはJICAの中の審査の御担当の方が審査されて、その中でこの案件は重要だというもの、これはA案件ですね、カテゴリAのものに限っていますから、

際限なくどんどん出てくるわけでもないのです。むしろアセスメントとか環境社会配慮の質を高める、それからそういうことに従事するいろいろな技術を高めるとか、そういう大きな効果も波及的にあると思います。

○事務局（天田） 件数の方はかなり、円借款ということになりますとカテゴリAもふえてまいると思いますので、御指摘ございましたように、設置するというのであれば、やり方といいますか、そのあたりについていろいろな工夫が必要かとは考えてございます。

○原科座長 そうですね。ただ、日本のアセスメント、日本国内の案件数はすごく少ないので、日本の常識で考えるといけない。海外ではたくさん案件を処理していますからね。それは方法があります。だから、今のままでやるという格好ではなかなか難しいと思います。ですから、むしろ審査会があることによってこういった分野の技術開発とかが進むと思うのです。

○福田委員 済みません、座長、中間報告の案の文言レベルの話としては、先ほどの3行について座長の方で機能についてももうちょっと幅を持たせる形で再検討していただくということで終わっているかと。この件を話し始めると何時までかかるかわからないなと思うのですが。

○原科座長 私、今5時になったのに気がつきませんで、済みませんでした。では、これはこの辺にいたします。

では、次に参りますが、今ので北村委員が御指摘の点、順番にセットでいきました。高梨委員も今のところは大体こんな感じでよろしいでしょうか。

○高梨委員 15ページはまだ終わっていないですね。30行目のやつは内容がちょっと違うのですけれども。

○原科座長 高梨委員の御意見。SAPROF。どうぞ。

○高梨委員 現状では3段階でやるということになっているわけですがけれども、これも協力準備調査というのもまだはっきり私どもがイメージがつかめていないのですけれども、いずれにしてもSAPROFというものがとりあえず入ってくると言われています。そうしますと、SAPROFというのは比較的調査期間が短いのですね。極端な場合ですと半年以下というようなこともありますので、この3段階で必ずやるといっても毎月、毎月やるようなぐあいになって、現地のステークホルダーのことを考えると、やはりそこは基本的に無理だと思うのです。

○福田委員 済みません。その部分は私どもの提案をそのまま書いていただいた部分で、

委員会としての結論を書いている部分ではないので、そのままにしておいていただければと思うのですが。その部分は「委員からの提案は」という頭書きなのです。別に委員会でこういうコンセンサスがあったという記述ではありませんので。

○高梨委員 そうすると、委員会としてのあれを書かなければいけないわけですね。

○原科座長 それで、「以上の検討から」というところは確かに書き過ぎたので書き直すということです。

○福田委員 だから、委員会としての結論ということについて言えば、先ほど議論のあった「以上の検討から」という部分についてということになると思います。

○原科座長 「以上の検討から」のところはそういうことが書いてあります。

○福田委員 そこは委員の意見です。

○原科座長 それもちょっと書き方を直します。

○高梨委員 これは別にアグリーしていないのでということです。

○福田委員 ええ、了解しております。

○原科座長 委員からの提案ということです。

そうしますと、北村委員の御意見も大体今のところでよろしいでしょうか。

それでは、16ページに参ります。中山委員の、これは今のところですね。では、最初のところを直すということにいたします。

では、4.6は以上にいたします。

4.7に参ります。

○福田委員 北村さんのコメントが今飛ばされたかなと思ったのですけれども。

○北村委員 3つまとめて問題意識はお伝えしましたので、あとは座長の御判断にお任せします。

○原科座長 そうですね。特に今の3行のところはそういうことで、ここまでは書き過ぎだとおっしゃったので、直します。

では、次に参ります。4.7「資金協力の対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」。28ページ24行目。「JICAガイドライン1.6など」。これは「現行」が抜けているということですね。「現行」を加えろと。それでよろしいですね。

○福田委員 そこもあるのですが、ガイドライン1.6のほかに、JICAのガイドラインの別紙1に対象プロジェクトに求める環境社会配慮というのがリストされておりますので、そこをつけ加えてはという趣旨です。

○原科座長 「および別紙1」が抜けているのですね。

○福田委員 はい。

○原科座長 わかりました。では、それを加えます。

では、これはオーケーです。

次に参ります。4. 7. 3「ステークホルダー協議等」です。(2)「ステークホルダー協議」。30ページ4行目。ようやく最後に近づいてきました。これは清水委員、福田委員、高梨委員からいただいています。「2つのガイドラインでは」云々のところでは、お願いいたします。

○清水委員 ステークホルダー協議の回数についてなのですが、この委員会でも、協力準備調査におけるステークホルダーの協議でどのタイミングで何回やるかということについては、スコーピング時とドラフトファイナル時の2回ではどうかということになっていたと思います。一方、今のJICAのガイドラインを踏襲すると3回となるかと思えますので、このあたり、どのようにステークホルダー協議の回数、タイミングの整合性をつけるかということについて議論した方がいいと思ひまして、それに関するコメントです。

○原科座長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 私からのコメントは若干違うコメントでありまして、今議論されている場所は協力準備調査においていかなるステークホルダー協議を行うべきかという点ではありませんで、JICAが案件として資金協力の支援をしようとするその対象案件に求められる環境社会配慮として最低限何を求められるかということが現在議論されているポイントだと思ひのです。そういう意味では、現在のJBICのガイドラインを前提にすれば、ステークホルダー協議は基本的にはEIAのプロセスで最低限1回はやってくださいということだけが書かれていて、必ずしも日本側の協力準備調査がかかるとは限らない、すなわち相手国がF/Sを行いEIAを行う場合も含めて3回やるべきだと、この中間報告書のここに書いてしまうと読めてしまうのですが、そういう議論がなされたという経緯は私は記憶にないというのが1点目であります。

2点目は、ここには書いてありませんが、清水さんのおっしゃったことはそのおりで、私たちから協力準備調査のプロセスで何を行うべきかという観点から提案させていただいたものは、2回ステークホルダー協議を義務づけるという内容です。ただ、その点についてはかなり前の方に既に記述としては出てきていて、ここで取り上げる内容ではないとい

うのが、先ほど申し上げましたが、私の見解です。ここでは、協力準備調査でどのような環境社会配慮を行うべきかということではなくて、協力準備調査がかかろうがかかるまいが、すなわち相手国がF/Sを行う場合も含め一律に求める要件は何なのかということが規定内容なので、協力準備調査を前提とした記述をここでするのはおかしいと思います。

○原科座長 高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 私も今お話ししましたが、現行ガイドラインのJICAの方を踏襲するという先生の思いがここにあらわれているのだと思いますけれども、現実には、先ほど言いましたように、新しいJICAの事業が加わってくるということになりますと、最初の段階、中間、それからドラフトファイナルという3回を必ずやりなさいということは基本的に難しくなると思います。そういう面では、ここではまだ回数については検討することになるのだらうと思いますけれども、ファイナルのJICAを踏襲すると言い切るのは、現場からの意見ですけれども、非常に難しいと思います。

○原科座長 わかりました。これは踏み外したと思います。直します。どういう表現にしましょうか。この文は要らないのかな。どうしたらいいですかね。回数のことに関してはまだケース・バイ・ケースというか、その余地があるということですね。

では、「資金協力案件におけるステークホルダー協議と協力準備調査におけるものとはそれぞれ状況が違うので、必ずしも一致しない」ぐらいにしておきますか。そして、「具体的な回数については現状をもとにさらに検討する」と、こんな感じでいいですかね。

○高梨委員 結構です。

○原科座長 では、直しましょう。これは我々学識の方でも相談してから決めますけれども、そのような方向で行きます。

次に行きます。(3)「ステークホルダーからの意見への対応」。福田委員。

○福田委員 これは項目の変更の提案であります。ここで述べている「ステークホルダーからの意見への対応」というのは、私たちがもうちょっと詳細な提案をさせていただいた部分がここにまとめられていると思うのですが、これはあくまでもJICAに寄せられたステークホルダーからの見解にどのように対応すべきかということでありまして、この対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の一項目として書くのは適切ではない。すなわち、相手国の政府が何をすべきかではなくて、JICAが何をすべきかに関する提案でありますので、そのずっと前の4.5「情報公開」、これはJICAの情報公開について書かれている部分ですが、こちらの方の一項目として項目を変更していただければと思

います。

○原科座長 4. 5のどこに入れたらいいですか。

○福田委員 どこというのはまだ考えてなかったのですが。

○原科座長 最後かな。4. 5. 6ぐらい。

○福田委員 はい。

○原科座長 ほかの方はいかがでしょうか。

同じ見出しでよろしいですか。

○福田委員 はい。

○清水委員 済みません。この「ステークホルダーからの意見への対応」ということでは、私から事務局の方にコメントをお送りしたときにはたしか私のコメントがあったかと思うのですけれども、今、ここで落とされてしまったことに気づきましたので、口頭で言わせていただきます。

この議論が行われたときに甘枝さんから非常にすばらしいコメントがありまして、外部の人から意見が出てきたときに、JICAとしてはレターを受け取りましたというアクリジジメントをまず出すと。その上で、そのアクリジジメントを出した段階では出せない情報もあるので、何らかの適切なタイミングにおいて、懸念を受けてJICAがどのような対応をしたかということについても返答しますというような、正確な文言ではないかもしれませんが、今後そのような運用の仕方をするとおっしゃっていたかと思えますので、ガイドラインへの提言というよりは運用の部分になりますけれども、それに関しても中間報告書の中に含めていただければと思います。

○原科座長 そうすると、今の部分にその趣旨をコンパクトに加えると。

○清水委員 はい。

○原科座長 それでは、文案をつくってメールで送ってください。

○清水委員 はい、送ります。

○原科座長 それでは、4. 5. 6として「ステークホルダーからの意見への対応」がそちらへ移ります。そして今のことを加えるような格好で少し内容をふやします。

それでは、次に参ります。中山委員、どうぞ。

○中山委員 これは先ほどと関連するのですが、相手国政府がどう考えるかなのですが、先ほどと同じように公開を規定するというだけでもいいのかなと思います。

○原科座長 これはこれでよろしいですか。

○中山委員 情報公開というのはあくまでも相手国政府がやるわけです。それが前提だということで、だからやらない場合もあるということで少しトーンダウンしただけなんです。

○千吉良委員 済みません。私は実務的にこれが本当にワークするのかわりかちょっと疑問だと思っていて、世界じゅうにはいろいろな主義を持っている国があるので、こんな厳しい言い方でいいのかなというような疑問は確かにあります。

○原科座長 そうすると……。

○千吉良委員 中山委員の提案の方がいいような気がしますけれども。

○原科座長 いかがでしょう。よろしいでしょうか。では、直しましょうか。「の要請について規定する」。

○福田委員 済みません。「公開の要請について」という日本語の意味が私はよくわかりませんが。

○原科座長 では、「公開を要請することを規定する」か。

○福田委員 公開を要請するというのは、だれがだれに要請するのですか。

○原科座長 J I C Aがでしょう。

○福田委員 ガイドラインの文言としてはどういう文言なのでしょう。

○原科座長 公開をしてくださいというような。公開することを求めると。

○福田委員 J B I Cのガイドラインの第2部を見ていただくとわかるのですが、そこにはJ I C Aのアクションは一切規定されていないのです。J B I Cガイドラインの第2部、J I C Aガイドラインの別紙1というのは、一貫して相手国政府、事業の実施主体が何をすべきかということで書かれていて、J I C Aが何かお願いするというような表現は一切出てこないで、ここの対象プロジェクトに求める環境社会配慮という文脈にどういう規定を提案していらっしゃるのかというのが私にはよくわかりません。

○中山委員 現実的に言いますと、100パーセント情報公開できない場合も考えると、公開の原則とか、そのようにした方が。かえってJ I C Aの首を絞めるのであれば、何のためのガイドラインかということになるので。

○原科座長 では、「情報公開を原則とする」とか。

○中山委員 だから、先ほど私が言ったのは、J I C Aにできない場合があったときに、J I C Aがガイドライン違反をしてしまってもまずいからちょっと気になったのです。相手国政府も。やはり逃げ道をつくっておかないと、常に100%できるとは限らないということでございますので、そんな安全弁を打っただけの話です。

○原科座長 では、「当該国における公開を原則とする」という表現ではどうでしょう。

○清水委員 ただ、協議記録の公開ができない状況というのは一体どのような状況なのでしょう。つまり、協議というのは、少なくともこのガイドラインの精神にのっとる限りは、幅広いステークホルダーに対して公開で行われるものであり、しかも、今回、「先住民民族」なんかの項目においては自由意思に基づく同意ということがうたわれているわけです。そういった公開のもとに行われた協議についての記録が公開できないということ自体がよくわからないのです。もしも公開のもとに行われていてちゃんとやっているのであれば、その国は別に公開しても構わないのであって、それを改めて公開できないという国に対して JICA としてその状況をどのように考えるのかというのが疑問であります。そういった国に対して本当に支援をどんどんするのかというと、私はそれはちょっと否定的な考えであります。ですから、結論を言えば、公開を前提にしている協議についての公開というのは別に義務化してもいいのではないかと考えます。

○高梨委員 ただ、必ずしも公開だからいいというわけではなくて、公開でステークホルダーをやる場合も、要するにテレビに乗せてやるようなわけではなくて、地域を限定して、ある村だとかある関係の人たちだけでやる場合もステークホルダー協議には当然あるのです。ですから、その人たちの中でいろいろなことを言っていることを全部、文字通り 100 パーセント公開するのがいいのかということではやはり少し慎重に考えた方がいいと思います。

○清水委員 ただ、そのある地域で話されたことがほかの地域で公開されてはいけない理由というのがどうもよくわからないのですけれども。

○高梨委員 それは、民族的なあれを含めて、その土地その土地特有の文化なり慣習なり、そういう背景を考えたときにやはり配慮しなければいけないような情報というのは必ずあると思いますけれどね。

○原科座長 フロアの方、どうぞ。

○一般参加者（飯島） 例があるのですが、例えば住民移転の問題で、この地域にダムをつくる、あるいは施設をつくるということになった時点で人がどんどんふえてくるのです。日ごとにふえるのですが、それは何を狙っているかといいますと、移転費用をもらおうとして親戚がどんどんふえていってしまうのです。最初 10 人だった家族が 20 人になって、30 人になって、どんどんふえていくのです。もちろん私が話しているのは現場の状況でありまして、そういう状況もあることを考えていただきたいということなのですが、

公開をどうするか、どの程度やるかというところには非常にセンシティブな問題があるのではないかと思います。守らなければいけないという問題と同じように、そういう社会的に広がるような問題もあるということです。

○清水委員 今おっしゃった、公開によって移住者が出てくるということについては、住民移転計画自体を公開する問題であるとか、ここで事業をするから移転が発生するとか、そういう問題でありまして、協議記録を公開してはいけない理由にはならないと思うのです。

○一般参加者（飯島） だから内容によると思うのです。何でも公開というわけにはいかないと思います。

○清水委員 何でも公開というわけにはいかないのは承知しておりますけれども、住民が移転してくるという問題と協議記録の公開とがどこにどう関係があるのかというのが今の発言からはわかりかねました。

○一般参加者（飯島） 簡単に言いますと、移転費用をもらうために仮に移住してくるわけです。

○原科座長 それはわかります。その皆さんが移住してくるのは、協議記録が公開されたからといって、そのことでそういうことが急にふえるのか。それと別の要素でもそういうことは動くわけでしょう。

○一般参加者（飯島） もちろんそれだけで決まるわけではないですけども、そういうおそれがあるということです。

○原科座長 ただ、協議記録以外にもう情報は伝わっているから、協議記録の中身を公開したからといってそれが増幅されるとは考えにくい感じもしますけれども。

○一般参加者（飯島） ですから、それは情報の中身によるかと思いますが、例えばその中に、幾ら払うとか、あるいはどういう範囲ならば認めてあげるとかというようなことがもし書かれてあるとすると、それは影響を及ぼすのではないかと思います。

○清水委員 幾ら払うとかという問題につきましては、通常であれば住民移転計画の補償政策の中で書かれるべきことであると思います。住民移転計画は今の委員会での議論の流れでは公開となっていますので、その点についてはもともとそういう状況があるのだということは付与のもので、では住民移転計画に加え協議記録を公開したらどういう問題があるのかということについて教えていただけますと幸いです。

○原科座長 これをやると切りがないですね。

そうしますと、公開ということは基本的にはこの議論では一応決まったと思うのです。ただ、「公開を規定する」と言うと強過ぎるから、「公開を原則とする」ぐらいの表現がいいのではないかとおっしゃいましたね。それはどうですか。公開できない場合もあるかもしれないと。

○千吉良委員 それに関連してですけれども、ここをブラック・ホワイトにすると本当にどのぐらいのインパクトがあるかというのは、私も全世界の状況を知っているわけではないのでわからないのですけれども、キャパシティビルディングというのが1つの大きなコンセプトとしてあるので、そこは、そうならない国を促していくというところにJICAの関与価値みたいなのを見出していく意味でも、対応できない国はJICAはもうかわりませんというよりは、対応できていない国も促すような方向でJICAは関与していくという形の方がいいと思います。

○福田委員 中身に関するコメントと形式的なコメントとあるのですけれども、まず中身に関するコメントから言えば、JICAは相手国からEIAなり住民移転計画を受け取って、ちゃんとステークホルダー協議が行われたのかということを文書をもって確認しなければならないということになるわけですね。その中で、協議記録は出ていないけれども、相手国政府がつくりました、これで間違いありませんと持ってきたときに、それが現地で公開されてなかったときに、その協議記録が正しいということをどのように担保するのかという問題が残ってしまうと思います。というのが中身の話です。

先ほど中山さんから原則公開という御提案があったと思うのですが、「原則」という言葉をむやみやたらに使うのはよろしいのかなという問題意識がありまして。というのは、JBICのガイドライン第2部そのものが、以下が満たされていることを原則とするという始まり方なのです。原則とするものの中にさらに原則という言葉が出てくると、一体何がどうほかの要件と違うのだらうということを整理する必要が出てきてしまうのかなという感じがします。ただ、この点はもう委員会の場でコンセンサスを得るのは難しいと思いますので、弾力的な規定にすべきかどうかについては両論あったという形で両論併記でまとめていただければと思います。

○原科座長 なるほど。

「協議記録の結果」というのは、「結果」が要らないのかな。「協議記録の当該国における公開を規定する」、そういう表現がいいですかね。

○福田委員 「結果」はちょっとおかしいですね。協議記録は協議記録なので、「結果」

というのはちょっとおかしい。

○原科座長 すみません。私の間違いです。失礼しました。今気がつきました。

では、「公開を規定する。なお、これを原則と表現した方がいいという意見もあった」ぐらいにしましょうかね。では、そういたします。

では、次の17ページです。もう一息です。

30ページ20行目。これは同じのを動かして残しておいたもの。これは消します。これは前にありますから。これはケアレスミスでした。済みません。

次は30ページ26行目。高梨委員。

○高梨委員 これも、ここに書いてあるステークホルダー協議のこういうことがしっかり守られましたねという確認ということになりますと、恐らく現場でコンサルタントがそれを確認するというのを文書でまとめなければいけないかと思うのですけれども、場所や意見というのはそこである程度まとめることができると思うのですが、1つは「現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担保する条件」と非常に厳しいことが書かれてあるので、ここで調査団にこれをちゃんとしっかり担保してやりましたねという、それをいかに書くかということになると、現行のガイドラインでも言論の自由等々がうたっているのですけれども、実務者からすると、手引書ではないですけれども、これをどういうことで確認できるのか、担保できるのかというようなところの補足の説明が必要だと思っております。

○原科座長 これはダブってしまっていて、24ページにもそれが書いてあるのです。確かに客観的基準というのは存在はしないわけですね。ただ、こういう議論はしましたね。そうすると、これはどういう表現にしたらいいですか。これは大事なポイントです。むしろガイドラインの考え方に加えて……。

○高梨委員 若干なお書きで、内容については別途というか、明示するなり、つけておいてもらえば。さあこれを調査団しっかりやりなさいと言われたときに、これをまとめるのは大変だと思うのです。

○原科座長 「要素を考慮して」ということなので、どうですかね。どういう書き方をしたらいいかな。

○福田委員 修正提案としては、そこの一番下のところに、「なお、1点目の「公正な協議を担保する条件」の確保方法につき——どういう表現がいいのかわかりませんが——具体的な配慮事項等をさらに検討する必要性が指摘された」といったような文言をそこに入

れていただくというのでどうですか。

○原科座長 では、「これらについては具体的な配慮事項等をさらに検討する」と。

○福田委員 はい。

○原科座長 だから、さっきのところを外しまして、24ページにそれをつけ加えます。

次は4.7.4に参ります。30ページ。全般。清水委員。

○清水委員 住民移転計画の最終版の公開についてですけれども、委員会においては結論が出たのかどうかというのは必ずしも明確ではなかったわけですが、一方で、委員間では住民移転計画の最終版の公開について異論はなかったわけです。中間報告書の中では、「住民移転計画の最終版は、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による書面が作成され、配布されるものとする」と書いてあるわけですが、これはその前提となる最終版自体の公開については書いていませんので、それについてここにも記述すべきであるという意見です。

○原科座長 ちょっと待ってください。その前に、時間が5時半になりましたけれども、1時間ほど延長させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、4.7.4「非自発的住民移転」で、このことを議論したけれども、最終版の公開については、暗黙の了解のような感じがしますけれども、明記していないから書くようにということでございますが、これはよろしいですか。

○福田委員 上から5番目の私のコメントも同趣旨であります。住民移転計画の最終版についてもこのような形で公開されるべきであるということは明文で規定した方がよろしいかと思えます。ちなみに新J B I Cの方のガイドラインでもこの点は規定されています。

○原科座長 では、これはそういたしましょう。明確に書くようにいたします。

次は、「金銭補償を行う場合には、補償水準は再取得価格に基づくこと。このために市場価格調査が実施されるなど、補償水準の算定根拠が明らかにされていること」。31ページの3行目でございます。これに関しまして高梨委員から御意見をいただいております。

○高梨委員 これは委員会でも議論したと思うのですが、対象地域が比較的山村や奥地の場合にはもともと市場価格になるようなものがない場合が多い。しかしながら、ポイントとしては再取得価格ということでしょうということだったので、例えば文言を「補償水準は再取得価格に基づくこととし、補償水準の算定根拠を明らかにする」ということであれば十分趣旨は達成できると思えます。「市場価格が実施されるなど」という、この辺がちょっとミスリーディングになると思えますので、ここを削除してはどうかと思えます。

- 原科座長 「再取得価格に基づくこと」というのはいいのですよね。
- 高梨委員 はい。だから根拠は一方で求めているわけですね。
- 原科座長 ですから、その根拠として、「市場価格調査が実施されるなど」、「など」ですから。算定根拠は、市場価格調査が実施できない場合も考えられるという今おっしゃったとおりのことなので、「実施されるなど」というのはそういう趣旨で書いたのですが、これではわかりにくいですか。
- 高梨委員 普通はなかなかこういうのがぱっとあるようなことを我々は想定できないので。
- 原科座長 逆に、ここで言いたいのは、市場価格調査が実施できる場合にはそれをやってもらうけれどもというような感じなのですが。
- 高梨委員 だから、そこを取ってしまえば。別に算定根拠が明らかにされるのが問題ではないので。
- 原科座長 ここは書かない方がいいと。
- 高梨委員 はい。
- 原科座長 ただ、これは市場価格調査は大事だという意見もいただいたんですよね。
- 福田委員 これは当時の議論を非常にうまくまとめていただいたなと私自身は思ったのです。再取得価格というものの定義からして、市場価格調査が実施されるのが基本であろうと。しかしそれが難しい場合もあるので、再取得価格を算出するための主要な手段ではあるが必ずしもそれとは限らないという趣旨がこの「実施されるなど」という表現にきちんとあらわされているので、私はこの表現でもよいのではないかなと思います。
- 高梨委員 そういう意味で、算定基準が明らかにされていれば十分それも含まれるというようなことで。
- 原科座長 では、こうしましょう。ちょっと表現を変えて、「このために市場価格調査が実施されることが望ましいが、困難な場合でも補償水準の算定根拠が明らかにされていること」。「困難な場合にも」かな。だから、市場価格調査が望ましいけれども、それが難しい場合でも算定根拠が明らかにされていること、そういうようなことでいきましょうか。
- 高梨委員 本当に現状では、市場価格なんて、そんな日本みたいにアップトゥデートなプライスリストなんてないんですよ。
- 原科座長 だから、「望ましいが」と。「実施される」としてしまうと、おっしゃられ

るように絶対にやらなければならないような印象になってしまうから、望ましいが、だめな場合には何らかの方法で算定根拠を示すことと。

○中山委員 私が国土交通省に在職していたときですが、やはりないです。ないときは近傍から持ってくるのかそういう話なのですけれども、近傍が遠いときなんかは確かに高梨さんが言われるように非常につらいですね。幅があるから。

○原科座長 だから、「望ましいが」にしますよ。

○中山委員 実務上の話で困られていると思うので。これで縛られてしまうので。

○高梨委員 そうなんです。縛られてしまうんですよ。こういうパターンで仕様書を書くこと。

○原科座長 「望ましいが」ではだめですか。

○高梨委員 大体そういうのが原則としてないんですよ。

○中山委員 NGOの方に反論するわけではないのですけれども、確かに十分なお金を払うべきなのですが、逆に払い過ぎるのもまずいのです。彼らの貴重なお金を使っているわけですから、そこはやはり幅があるのは本当はまずいので、ここは大事なところだと思います。

○原科座長 では、この段階では、「市場価格調査が実施されることが望ましいが」云々、とにかく算定根拠ということにしておいていいですか。それで、ガイドラインをつくるときにもう1回、これを明記するかどうか検討しましょう。

○高梨委員 お願いします。

○原科座長 では、そうさせていただきます。

次は、「補償は事前の適切な時期に支払われること」。5行目です。これに関しまして北村委員から御意見をいただいています。

○北村委員 北村でございます。

この補償の議論を委員会でしたときに、多くの方からやはり事前がいいという意見が強かったのは個人的にも記憶はしているのですけれども、その一方で、事後にならざるを得ない場合もあるのではないかと、だったら「原則」としようかというような、さっきと同じような議論があって、ただ、福田委員がおっしゃったように、「原則」はガイドラインの冒頭に書いてあるので、ここでは例外としての「事後」は明記していない、あるいは「原則」という用語を改めて書き込んでいないという形になっていると思うのです。ただ、今のこの中間報告の案を見ますと、「下記の内容を改定ガイドラインにおいて義務づける」

と書いてあって、今のようなニュアンスが必ずしも確保されない形になるので、ここはそういう意味で問題意識をストレートに書くと、一番はやはり被影響住民の方々が不当な損失を受けないようにということであり、それでタイミングにはきちんと配慮すべきだという趣旨で修正案を出させていただいています。

○原科座長 事前精算ないし事後精算ですね。事前と事後いずれかによるとなると、何となく積極的に事前にやるというのがなくなってしまって困るなという感じがしますけれども、もうちょっとうまい方法はないですか。

○清水委員 今の修正案ですと、原科先生がおっしゃったように「事前精算ないし事後精算のいずれかにより」と、何かどちらでもいいような受け取られ方を読み手にされてしまうと思うのです。一方、補償というのはその人たちが負の影響を及ぼされることによって受け取られるものであって、それは彼らが移転する前に事前に受け取ることが当然だと思うのです。確かにこの事前の補償について話し合われた委員会の中で、事後の補償がないとなかなか立ち退いてくれない人がいるというような話が出たのは記憶しておりますけれども、それはあくまでも事業者の事情であって、影響住民の立場からしてみれば、その人たちが影響を受けて移転するのに補償が移転前に払われないというのはやはりおかしい話ではないかと思っておりますので、ここでは、事後を想定するというよりは、基本的には事前ということを書いた方がいいと思います。ですから、結論としては、今の文案でいいのではないかと思います。

○原科座長 どうぞ、フロアの方。

○一般参加者（小玉） E C F A 会員企業の小玉です。

実際の移転の補償をする場合に、事前に調べてもその土地の地権者が重なっている場合が多々あるのです。事前に払っても後から事後でも出てくる場合が多々あります。ですから、事前と規定すると事業が進まないということもありますので、「事後」という言葉を入れるべきだと私は考えます。

○原科座長 事前に全部払わないとルール違反になってしまうと。でも、実際にはわからない場合はどうするか。

○清水委員 事前に払えるものについては払うべきだと思うのです。今おっしゃったように事後で払うものが出てきたときには事後に払えばいいのであって、事前にわかっているものについて事前に払うというのは適切なのではないかと思います。

○原科座長 それはそうですね。

どうしたらいいかな。「業務づける」という表現がちょっときついかな。

○千吉良委員 そうです。私もそこに気づいておりまして、下の先住民族を見ても「規定する」になっているし、左のページを見ても全部「規定する」になっているし、なぜここは「義務づける」になっているのかという気がしています。

○原科座長 では、「ガイドラインで以下を規定する」と。「義務づける」という表現はやめましょうか。そうすれば今みたいなことで。それでいかがでしょうか。北村委員、「義務づける」という表現はやめますか。先ほど北村委員が、義務づけになっているから云々とおっしゃったので。

○北村委員 それに加えて問題提起というか、さっきの福田委員の指摘にも関連するのですが、全体のところに「原則」というのをかけるとかけないとかというのも、まだ案文が固まっていないのでわからないと思いますから。

○原科座長 全体に「原則」がかかりますからね。

○北村委員 一案ですけれども、「以下の基本的な考え方を改訂ガイドラインに規定する」ということですかね。

○原科座長 「下記の基本的な考え方」。ちょっと文章では書きにくいですね。「規定する」でいいじゃないですか。どうですか。「下記の内容を改訂ガイドラインにおいて規定することとする」。どうでしょう。御意見ございましょうか。

○高梨委員 「規定する」というのは、多少修正もあり得るという意味の「規定する」ということですか。

○原科座長 「義務づける」ではなくて。「規定する」も同じか。

では、「盛り込む」。「下記の内容を改訂ガイドラインに盛り込むこととする」。

○福田委員 中山さんの意識からすれば、そもそもガイドラインの頭には「原則」というのがあるので、それはもちろんこれらをガイドラインで規定した際にその「原則」というのがかかってくることになるのはそのとおりのことかなと思っていて、そういう意味では、原則事前ということ、私はこの表現で——上の「義務づける」は確かに私も「規定する」とかの方がいいと思いますが、事前のところは、まさに事後に支払うときにその間の手当はどうなるのかとかいうことについては余り説得力ある議論があったとは私は思っておりませんで、事後に支払われるときに損害が生じる可能性を考えると、ここに何かしら、事後でもいいという文言を真正面から否定するということには違和感があります。

○原科座長 では、「原則として補償は事前の適切な時期に支払われること」。「原則」

を加えることはいいということですか。

○福田委員 いや、ガイドラインの第2部あるいはJICAガイドラインの別紙1には全体としてかかっているの、その範囲で読んでいただければよいのではないかと思います。

○原科座長 そうすると、そこは、「新JICAは下記の内容を改訂ガイドラインにおいて規定することとする」という表現は、皆さんよろしいですか。それともうちちょっと緩めた方がいいですか。北村委員、何かございますか。

○北村委員 その前におっしゃっていた「盛り込む」ではなくて、「規定する」と。

○原科座長 いや、両方出てきたので、どちらがいいか聞いているのです。「規定する」がいいのか「盛り込む」がいいのか。「盛り込む」の方がよろしいですか。では、「新JICAは下記の内容を改訂ガイドラインに盛り込むこととする」と。では、そういたします。それで文章はこのままといたします。

それでは、次に行ってよろしいですか。31ページ7行目です。「ただし、金銭補償だけで良いというものではない」云々。

○福田委員 これは、現行ガイドラインに既にこの趣旨は書かれているので、どういう議論……

○原科座長 書かれていますけれども、やはり全体としてこれは書かないとバランスがとれないかなと思って。

○福田委員 ここは改訂されたガイドラインの全体像を示すことが目的ではなくて、私たちとして改訂を提言したいということについて書いていると思うので。

○原科座長 論点整理でこの議論があったでしょう。

○福田委員 このままの文章ですと、改訂ガイドラインにこの文言を盛り込んでくださいということを頭を書いてあるわけで、そうするとこの3ポツ目についても、文言としてどこに盛り込むのだろう、既にガイドラインに書いてあるんじゃないかなというのが当然の疑問として発生するのではないかと思うので、既にガイドラインに書いてある内容をここで改めて書く必要はないのかなと私は思っています。

○原科座長 でも、この議論は結構あったのでね。どうですか。要らないですか。ほかの委員の方はどうですか。私はこれは入れておいた方がいいと思ったのですが。まあ、ほかの方も要らないとおっしゃるなら。お金だけではないよということはかなり議論しましたよね。

○福田委員 逆に、お金だけではないよというのは既にガイドラインに書いてある話です

ので、そのガイドラインをどう変えるべきかというお話であればここに書けばいいと思うのですけれども、ほかのポツはにこの旨を文言としてここにスライドして盛り込むことができる形で書かれているのに、この3ポツだけは、精神論と言うのはあれですけれども、どうガイドラインに入れ込むのだろうという疑問があるものですから。

○原科座長 では、これは外しましょう。特に強いサポートがなければ外します。

次に行きます。31ページ17行目。住民移転計画。

○福田委員 これは先ほど議論しました。

○原科座長 21行目。

○福田委員 これもガイドラインの、JBICで言うところの第2部、JICAで言うところの別紙1に規定すべき内容なのかということについて私としては疑問があるという趣旨であります。これはJICAのアクションとして何か行われることになるということであれば、それはガイドラインの前の方に書く話であって、しかも対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の項目に書くべき内容ではないだろうと私は思います。

○原科座長 これはたしか堀田委員から強い御提案があったと思いますけれども、では、これはほかの位置にずらしましょうか。

○福田委員 確かに今後JICAとして3スキームを一体に運用できるという文脈の中で、環境社会配慮について相手国政府の体制あるいは能力が十分でないときにどのような支援ができるのかということはこの委員会の最初の方では結構議論された内容で、その点がこの報告書の中に余りポイントとして分量が記述されていないなということはあるかなと思うので、こういった旨をどこか今後のJICAの環境社会配慮に関する提言として書くということは構わないと思うのですが、ここに書くべきことではないと私は思います。

○原科座長 では、場所を移すということにしまして、もっと全体的な議論という形で書き直すようにしましょう。この件に関しては、学識者で今度集まりますから、特に堀田委員の御意見が強かったので、よく伺って直すようにします。そういうことでいいですね。では、移します。

○千吉良委員 済みません。この苦情処理メカニズムの議論は私は余り記憶にないので、多分いないときにおやりになったのかもしれませんけれども、今資料を読む限り、NGOさんからの提言は、「当該メカニズムは、プロジェクト実施主体から独立していることが望ましい」ということですが、これはもう独立させるということでコンセンサスはとれてしまっているのか、そこは確認していただきたいと思うのですけれども。実際、独

立したこういうメカニズムを持っている例は私は余り見ていないような気がするのですが、かなり高いハードルなのではないかという気がしますけれども。

○福田委員 提案側からですが、我々の提案はあくまでも「望ましい」というところにとどまっております、それを義務づけるという形で何かここでコンセンサスができたという覚えは私にもございません。

○原科座長 これは私の行き過ぎです。「独立させることが望ましい」にします。直します。北村委員、それでよろしいですか。

○北村委員 今の点ですけれども、独立させるということに望ましいにしてもそれだけを書くのがいいのか。問題意識は多分第三者の関与がきちんとそれがなされるべきだということだと思いますので、そうしたことも含めてもう少し広く読み得る余地を与えた方がいいのではないかなと思って、ここで1つコメントを出させていただいているところです。

前半部分もあわせて申し上げると、内容について変えているわけではないのですが、先ほどフロアの方からも御懸念があったような事例というのは実際問題としてあると聞いていますので、やはり住民移転のところの申立をする側についてもきちんとした……

○原科座長 北村委員、これは「苦情」と書いてありますが、「申立」という表現の方がよろしいですか。

○北村委員 そうですね。

○原科座長 これはどうしましょう。「苦情」と書くか「申立」と書くか。何か御意見ございますか。私は「苦情」のままでいいと思ったのですが、高梨委員、ございますか。

○高梨委員 「申立」の方が広いかなと思って。

○原科座長 異議申立みたいな感じですか。ちょっと違うのではないかと思うのですが。

○福田委員 「申立」というのはどういう英語で考えていらっしゃるのですか。claimですか。

○北村委員 「苦情」というと本当に文句だけになってしまうような気もするので。

○福田委員 これは grievance という英語をイメージして日本語で書いてあるというところはありますか。

○事務局（杉本） 英語だと grievance and redress という言い方で大体やっているかと思えます。

○原科座長 それが日本語で「苦情」でいいのかどうかですね。どうですか。

○福田委員 日本語の問題はさておき……

○原科座長 さておきといたって、私が直すのだから、そのままではいかない。そう簡単に言わないで……

○福田委員 そこは別に「申立」でも構わないとは思っているのですけれども、「検証可能な事実に基づく正当な申立を受け付け」という文章は不適切だと思います。というのは、受け付けるのはあらゆる申立を受け付けるのだらうと。検討の結果として、正当でない申立は却下され、正当な申立については解決策の提示があるのだらうと思うのですけれども、受付の段階で正当である、正当でないということを判断するというのは物事の仕組みとして非常によろしくないと思います。

○原科座長 それはそうですね、

○北村委員 表現ぶりにはこだわりませんが、受付をした後の審査の段階で正当性を判断する材料が必要だと思います。それをあわせて出していただくということが読み込めれば良いと思います。

○高梨委員 申立と申しますか苦情を言っている人がちゃんと自分のあれをはっきりしない場合も受け入れるのですか。正当とは言えないような。

○原科座長 受け付けた後スクリーニングできてしまうでしょう。受付はオープンにしておかないと。

○高梨委員 何でもいいと。

○原科座長 何でもいいといっても、スクリーニングではねられてしまいますよ。

○福田委員 通常、まずは受け付けるのは何でも受け付ける。受け付けて、まずは、そもそも移転によって影響を受けているのですかというスクリーニングがあって、そうでないものは却下する。その後で中身を見て、正当な主張なのかどうかということ判断して、その人に対して解決策を提示することになると思うのですけれども、受付というアクション自体を否定してしまうと、窓口の段階で、持っていったけれども、おまえはもう補償を受け取ったからそもそも出せんないんだよみたいなことが容易に想定されるので、受付というアクションに何か審査をかけるという考え方はこの手のメカニズムのあり方としては望ましくないとは思っています。

○原科座長 そうすると、今のところは、北村委員からの御意見だとかなり手を加えないといけない感じですが、これは受け付けた後の話が結構入っているのですね。苦情の受付という段階での記述としてはもうちょっとコンパクトでもいいですか。

○北村委員 この私の案をベースにしますと、今の福田委員の御意見も踏まえれば、「コミュニティからの申立を受け付け」、そこから先、書くのであれば、「検証可能な事実に基づく正当なものだと判断されるような場合には、公平で透明な解決策を提示し」云々かんぬんと続くということでしょうか。

○原科座長 受付の中には苦情の処理も入っているという概念ですね。

○北村委員 はい。

○原科座長 ここは受け付けるということがポイントで、受け付けるところはきちんとした形でやってもらいたいというぐらいまでなんですよね、書いているのは。

○福田委員 わかりました。確かにどんな申立でも持って行って解決されるというのはよろしくない、それなりの根拠が必要だという北村さんの問題意識自体はわかるのですが、それをこのガイドラインの段階で何か規定する必要があるかという、そこまでは必要ないのかなと私は一方で思うのです。それはまさにそれぞれの国の制度、あるいはその地域プロジェクトにおいてアドホックにこういうものをつくるということもあるかと思うのですが、その中で当然そういう仕組みは用意されていくことになると思うのですけれども、ガイドラインでここまで規定しなければならぬというものでもないのかなというように私は印象としてはあるのですけれども。

○北村委員 最終的にガイドライン全体を通じてそういう思想が貫徹されるのであれば良いですが、一部だけ書き込んで一部だけ書き込まないというようなことにならないように今後の案文交渉を進めていくということが必要ではないかと思います。

○原科座長 そうすると、結論としてはどんな感じで。私はさっきは「実施主体等から独立させることが望ましい」とつけ加えるようなことをお答えしましたが、もう少し書き込む必要がありますか。

○北村委員 1文目と2文目を分けて、2文目の方だけ今の座長の御質問に答えさせていただくと、そもそも独立させなければいけないのか、あるいは、やる主体はプロジェクト実施主体でもいいけれども、それがちゃんと第三者によってチェックされる姿が確保されればいいのか、そこは2通りのやり方があって、必ずしも……

○原科座長 「独立させるか、第三者機関からチェックを受けるものとする」と、そんな感じですか。

○北村委員 そうですね。

○原科座長 皆さん、それでよろしいですか。「第三者機関のチェックを受けるものとす

る」。

もう6時近くになってきたので皆さんもお疲れだと思いますけれども、もう一息頑張りましょう。

4. 7. 5 「先住民族」に参ります。

○高梨委員 ここは先ほどちょっと指摘した、恐らく世銀なんかの **free, prior** か何かの訳だと思うのですが、自由で事前のというのはどうやるか、これは先ほどと同じようにマニュアルなり何なりを検討していただければというお願いです。

○原科座長 自由でというか、これは自由なアクセスという意味なのかな。フリーアクセス。どういうことになりますか。

○福田委員 これは「合意」にかかっているのです。「自由な合意」ということなので、これはまさに強制、圧力あるいは誘導といったものがない状況で形成された合意という意味です。

○原科座長 「自由で」は後ろにかかっているのですか。

○福田委員 「自由な合意」。だれかに強制された合意ではなく、自由な合意を得るよう努めるということです。

○原科座長 では、ちょっと表現を変えます。「事前の十分な情報に基づく自由な合意」と書いた方がいいかな。「自由な」を後ろに持ってきてみましょう。

○福田委員 すべて「合意」にかかっているので、「自由な合意」、「事前の合意」、「十分な情報に基づく合意」という、その3点がセットです。

○原科座長 「自由で事前の十分な情報」と普通はつくと思ったから。

○福田委員 これはただ単に **free, prior, informed** というのを順番で日本語に訳しただけなので、日本語として通る順番で構いません。

○原科座長 「自由で」、点を入れればいいのか。「自由で、」と点を入れます。「自由で、事前の、十分な情報に基づく合意」。

○高梨委員 「自由な合意」というのはどうやって担保するのですか。

○福田委員 それはまさに、合意形成に至るプロセスの中で政府がどのような説明を行ったのか、あるいは先住民族の内部でどのような協議が行われたのか、そのプロセスで、例えば政府関係者が不当な干渉をしていなかったかといったことをチェックしていくということなるのだと思います。

○高梨委員 今みたいな説明がどこかであるといいね。

○福田委員 この分野は結構国際的な積み重ねがある分野ではありますので、参考にできる文献とかは結構あるのではないかと思います。

○原科座長 文章をつけ加えますか。

○高梨委員 つけておいた方がいいのではないのでしょうか。みんな弁護士じゃないからわからないと思うので。

○原科座長 では、注記しますか。注記は福田さんに頼むかな。福田さん、まだ任期だから。まだ委員ですから。では、その説明文、短いものでもいいのですけれども、コンパクトに、これもメールで送ってください。

○福田委員 わかりました。

○原科座長 それでは、これはよろしいですね。

では、いよいよ「ステークホルダーとの協議結果の公開」です。

○高梨委員 これは先ほど議論したところなので。

○原科座長 そうですね。では、ここまで来たと。

そうすると、5はさっきやりましたよね。これは学識委員からの提言という格好に直して、我々の責任でもう1回中身を吟味します。5番に関してはそういうことでよろしいですか。

そうすると、5は両方終わったのかな。2つ目はまだやってないかな。高梨委員から。

○高梨委員 その前に、これは私ども業界からのお願いなのですがけれども、今、JBICのガイドラインで添付資料として環境チェックリストというのをつけているのですね。こういうのは非常に参考になりますので、全体の構成等々は残念ながらこの委員会では余り議論していなかったと思いますので、若干つけていただければと。

○原科座長 環境チェックリストの項目ですね。では、それを加えるようにします。

○高梨委員 最後のところは、先生の方でたしか5つに分けて事業というようにやっていたのですがけれども、この辺も十分に議論しなかったと思いますので。

○原科座長 そのとおりです。私も最初は3つかとっていて、いろいろ数えたら5つになってしまったので、原稿を書いているうちに5つになったのです。ただ、何とかこういうものがないとまずいのかなと思って出してみました。だからこれは提案です。これに環境チェックリストも加えるということですね。

今の御意見のところ、協力準備調査についての言及がありませんということですがけれども、これはむしろそれぞれのスキームごとに協力準備調査は組み合わせになってくるだ

ろうということですが。形がいろいろ違いますので、協力準備調査一括で扱うことは難しいだろうと思って、むしろスキームごとに考えれば中身がわかってくるだろうという考え方で分けております。

○高梨委員 先生のは開発計画型技術協力と技術協力プロジェクトと分けているのですけれども、これは事務局にお伺いします。これはこのように分けていいものなのですか。

○事務局（渡辺） 開発計画調査型技術協力だと思うのですけれども、少なくともスキームの性格としては、調査だけのものと本体があるものとの違いはあると思っております。

○原科座長 私の感覚では、開発調査と技術協力プロジェクトとは現行のガイドラインで分けていますから、大体それに対応させるような感じで、技術協力プロジェクトとは別枠のスキームということで整理しました。余り数多くなるとややこしいと思ったのですけれども、結果的にこうなるかなと。その方がかえってガイドラインはつくりやすいと思ひましてこのようにしてみました。

いずれにしても、これは委員会で十分議論したわけではないということはおっしゃっておりでございますので、むしろ学識委員からの提言ということで、我々の方でもう1回これを見直してそういう表現に改めさせていただきます。

ここまで来ました。残りは6の「外務省に対する提言」に関して。これはさっき議論しましたので、大体よろしいでしょうか。結論は出なかったのですけれども、どう扱うかという。委員の皆さん、何かかほかに御意見はございますか。NGOの方、何かありますか。

○福田委員 この6に書かれた内容自体については私としては賛同したいと思います。ただ、委員会のスコープの外であるという御意見が強く、論理的にはまさにその御意見は正しい御意見だと思いますので、報告書の本文とは別のものであるということがわかる形でこれをまとめていただき、しかし私としてはそこに名前を連ねさせていただきたいと思っております。ただ、外務省に対する提言なので、この後、中間報告書自体はJICAに対して提出するということになるかと思ひますので、何か外務省さんにも御紹介するというアクションができるといいですねというように思ひます。

○原科座長 では、これも我々でまた相談します。

○清水委員 私も今の点に関して福田委員と全く同意見です。

○原科座長 では、どういう格好がいいですかね。高橋さんはいかがでしょう。

○高橋委員 同じです。

○原科座長 NGOの皆さんは同じような考えと。

産業界の皆さんはこれは外すべきだということですね。一緒に出しますか。

○中山委員 いや、別にしてください。

○原科座長 もっと予算をつけろとか。

では、いいですね。

それでは、以上で一通り終わったと思いますが。

○高梨委員 例の座長のコメントがありましたね。あれはどういう形で。

○原科座長 前回申し上げたように、あれは座長コメント、囲みにします。番号は中に囲みで、もとに戻します。あれはむしろそういう位置に考えているのだということを申し上げたくて、囲みでよろしいと思います。そういうアピールをしたかったので、ちょっと直してみましたけれども。

○高梨委員 そこは外れるということで特段申し上げなかったのですけれども、先ほど来私どものことをお願いしている4ページの最初、9ページ28行目というところで、先生の方で簡単に短く、案件形成ということで、「社会影響に十分配慮する」と。

○原科座長 この部分を追加してもらいたいと。

○高梨委員 ぜひ、「調査に当っては、環境社会配慮に必要な調査団員と十分な調査期間を確保するよう配慮する」と。

○原科座長 そうですね。私もそう思います。では、これは追加します。

ほかに何か漏れたものはございますでしょうか。全体にわたって何かございましたら御指摘ください。——よろしいでしょうか。

では、この先に進みます。

まず御礼を申し上げます。どうも長い間ありがとうございました。

2日間にわたり、9時間半か10時間近くになりましたけれども、この後は、前回申し上げたように前回と今回の議論をもとにこれを直します。その作業をこの連休に行いまして、25日、火曜日の夕方にまた学識者委員が集まりまして、その案を最終検討します。その上でもう1回私がつくって皆さんに見てもらう格好になりますけれども、26日のできれば朝ぐらいに事務局の皆さんに送っていただいて——26日の朝というか、26日中に送ると言った方がいいですね。余り自信がないですけれども。それでその週の間皆さんに見ていただいて、その次の週ですから、12月1日までに皆さんからコメントをいただいて、このコメントは今度はコンパクトなものを期待しておりますけれども、そのコメントいただいたものをまた事務局で整理していただきまして、3日ないし4日ににいた

いて、それをあらかじめ拝見した上で対応を考えて5日の会議に臨みたいと思います。5日は10時から1時まで時間を取っておりますが、その場で最終確認をした上で一応でき上がり。多分その後若干作業が残るかと思いますが、それはお任せいただければありがたいと思います。

それで、できれば8日の週に緒方理事長にこれを委員会としてお渡しするという段取りになります。事務局にはそのようなことで新JICAのガイドライン案をおつくりいただいて、私の希望としては、恐縮ですが、もし間に合えば年内にもう1回ということをお願いできればと思います。ただ、私は年末は25～28日まで上海へ大学間交流で海外出張してしまいますので、クリスマスプレゼントみたいですが、その前ぐらいにしたいと思います。私もいろいろスケジュールが詰まっております、その前の18～19日は岩手大学で集中講義をやらなといけないので、なかなか厳しい状況ですけれども、とにかく1回は案の検討を始めたいと思っております。そんなことで12月の頭と下旬に会をということでございます。

以上でよろしいですか。何か御質問は。——よろしいですね。

最後に、委員の交代といいますか、長い間この委員会で大きな貢献をしていただいた福田委員が退任されますので、ごあいさつをお願いします。

○福田委員 私、本日が最後の有識者委員会ということになります。これまで長い間、若輩者ながらさまざまな議論をさせていただき、さまざま失礼な発言もあったかもしれませんが、私としてもこの場に参加させていただいて大変勉強になりました。このタイミングで抜けなければいけないというのはまさに断腸の思いという形で、せめてガイドライン案を見たかったなというのがあるのですが、やむを得ないので、あとは皆さんに託して私は旭川に旅立つということにさせていただきたいと思います。今までどうもありがとうございました。恐らくそれほど遠くない将来、また皆さんとおつき合する機会があるかと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

○原科座長 どうもありがとうございました。どうも御苦労さまでした。フロアからの発言は自由ですから、また来ていただいて適宜発言してください。

それでは、きょうはこれで終わります。どうもありがとうございました。

午後6時14分 閉会